

奈良県犯罪被害者等支援計画

令和4年3月改定
奈良県

目 次

第1章	犯罪被害等の状況	1
1	犯罪等の発生状況	1
2	犯罪被害者等の状況	3
3	国の支援計画のポイント	6
第2章	計画の基本	7
1	計画改定の趣旨	7
2	計画の目標と基本理念	8
第3章	施策の大綱	9
I	日常生活回復に向けた支援の提供	9
1	経済的な助成に関する情報の提供等	9
2	心身に受けた影響からの回復	11
3	安全の確保	13
4	居住の安定	15
5	雇用の安定	16
6	日常生活の支援	17
II	支援体制の整備・充実	18
1	市町村及び関係機関との連携	18
2	相談及び情報の提供等	19
3	民間支援団体に対する援助	24
4	人材の育成	26
5	調査研究	28
III	県民の理解促進	29
1	広報及び啓発	29
第4章	計画の推進	32
参考資料		
1	『犯罪被害者支援に関するアンケート』調査票	33
2	『犯罪被害者支援に関するアンケート』調査結果	39
3	第4次犯罪被害者等基本計画概要	49

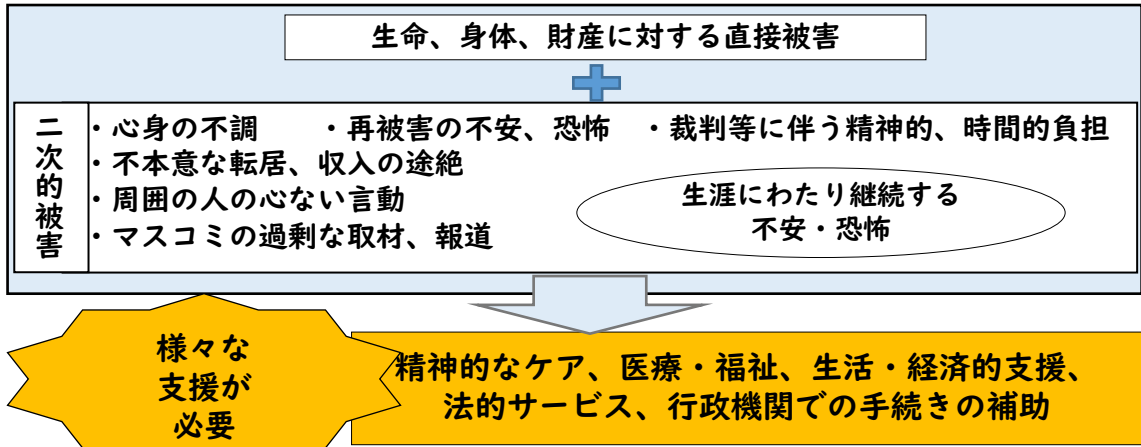
第1章 犯罪被害等の状況

【犯罪被害者等の置かれている状況】

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びそのご家族又はご遺族をいいます。以下同じ。）は、犯罪等により理不尽に生命、身体、財産に対して被害を受けます。また、そのような直接的な被害に加えて、心身の不調や再被害の不安、恐怖、裁判等に伴う精神的、時間的負担や不本意な転居、収入の途絶による経済的負担、周囲の人の心ない言動、マスコミの過剰な取材・報道などによる二次的被害を受けるなど、生涯にわたり継続する不安や恐怖があります。

そのため、犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、様々な支援がいつでも受けられることが重要とされています。

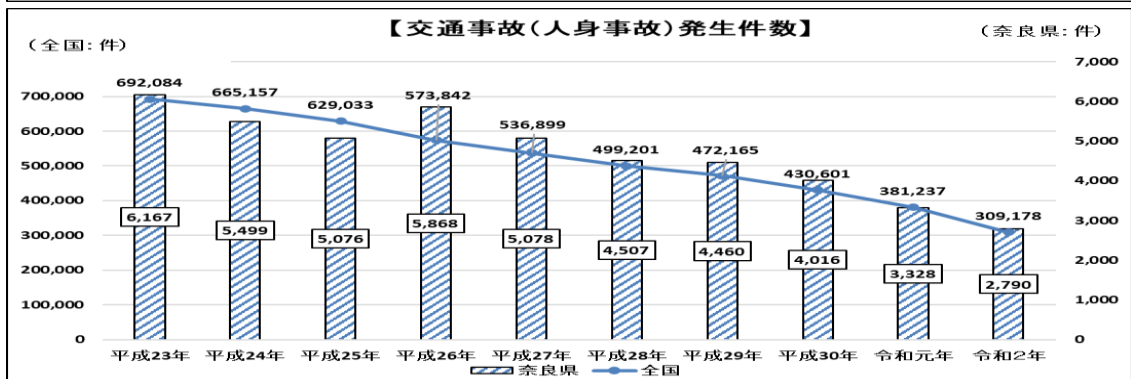
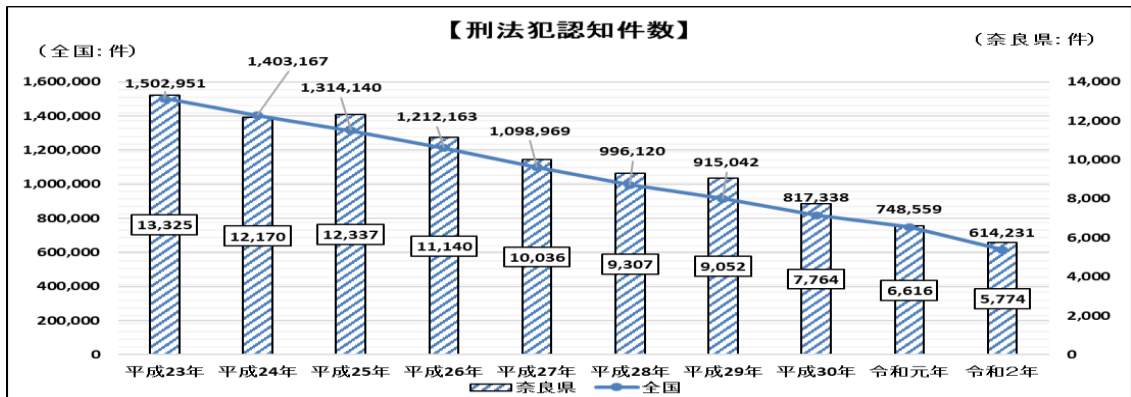
〈イメージ図〉



I 犯罪等の発生状況

① 刑法犯認知件数

刑法犯の認知件数は近年減少が続き、令和2年の全国における認知件数は614,231件、本県における認知件数は5,774件でした。また、交通事故（人身事故）の発生件数は、令和2年の全国における発生件数は309,000件。本県における発生件数は2,790件であり、こちらも減少傾向にあります。



出典：
犯罪統計資料
(警察庁)

②重要犯罪認知件数

全国における重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ）の認知件数も近年減少が続き、令和2年は8,935件でした。

本県における重要犯罪の認知件数は令和2年は109件でした。

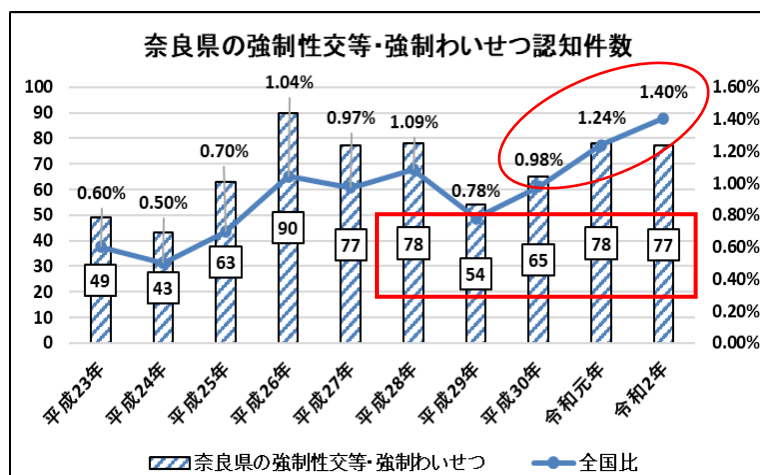
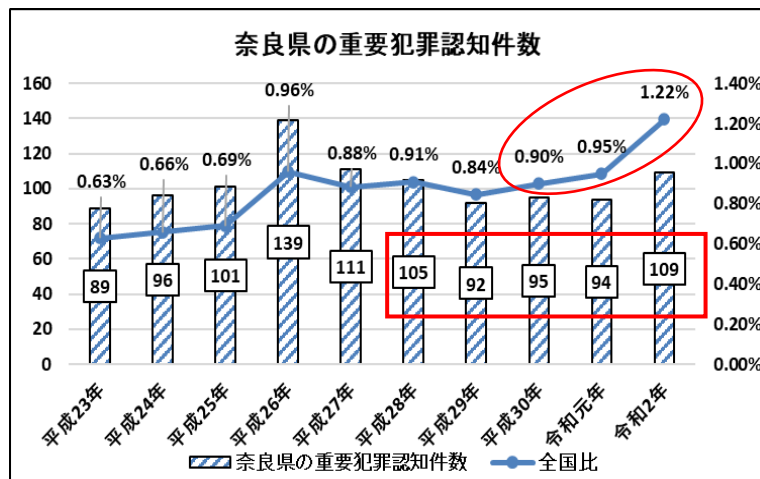
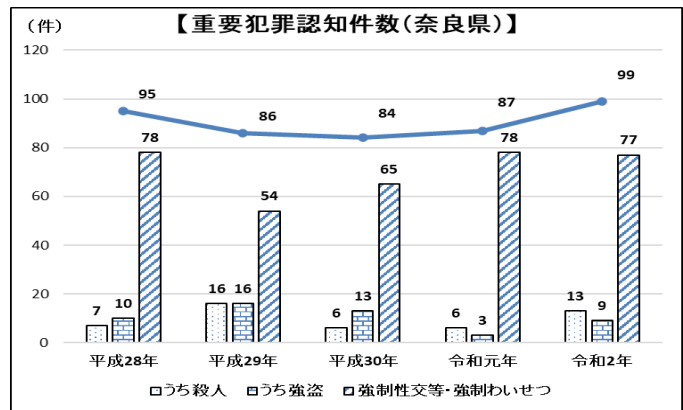
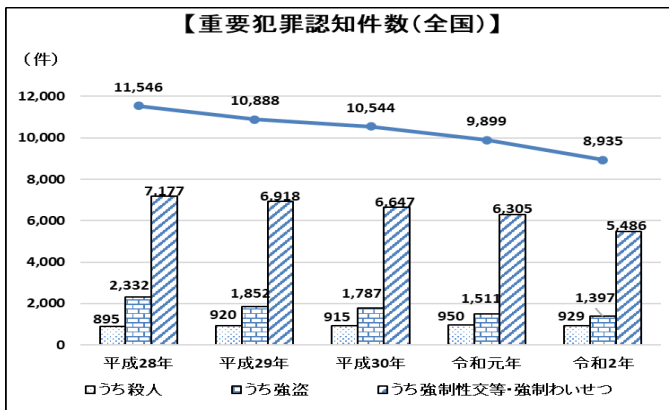
全国の認知件数は減少傾向である一方で、県内の認知件数は横ばい傾向にあり、全国比では微増しています。

③強制性交等・強制わいせつ認知件数

全国における強制性交等・強制わいせつの認知件数も近年減少が続き、令和2年は5,486件でした。

本県における強制性交等・強制わいせつの認知件数は令和2年は77件でした。

全国の認知件数は減少傾向である一方で、県内の認知件数は横ばい傾向にあり、全国比では微増しています。

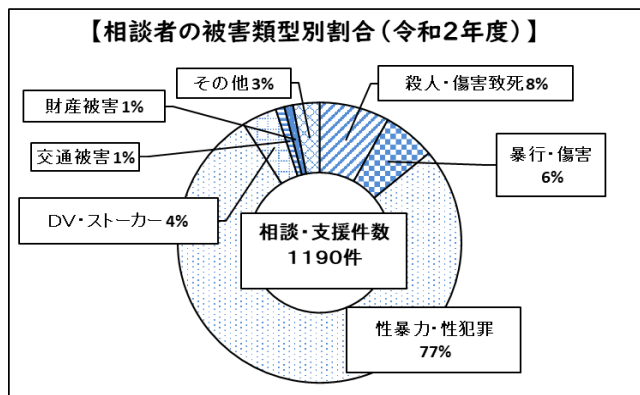
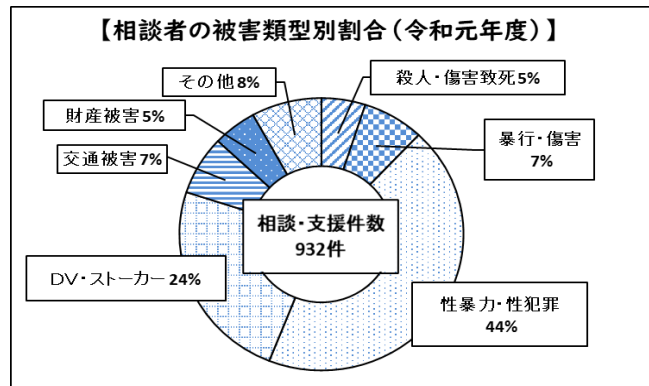
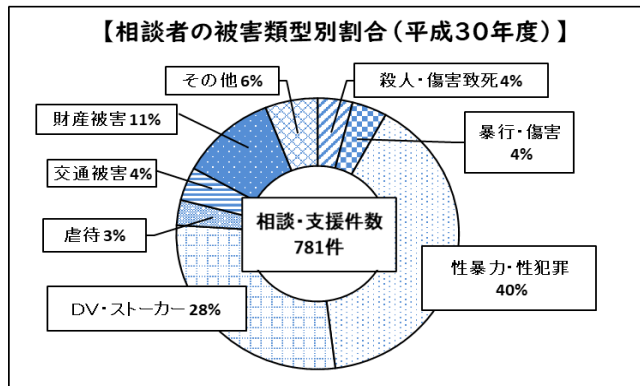
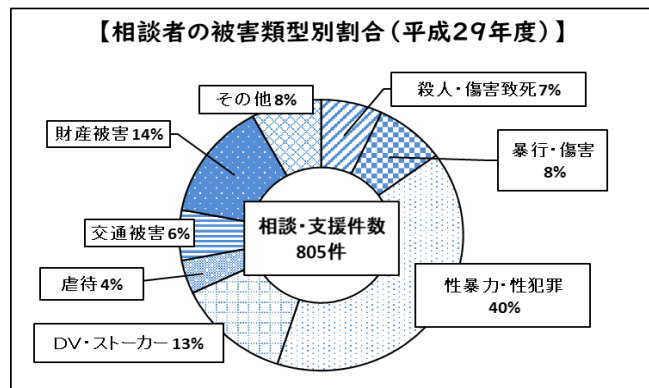
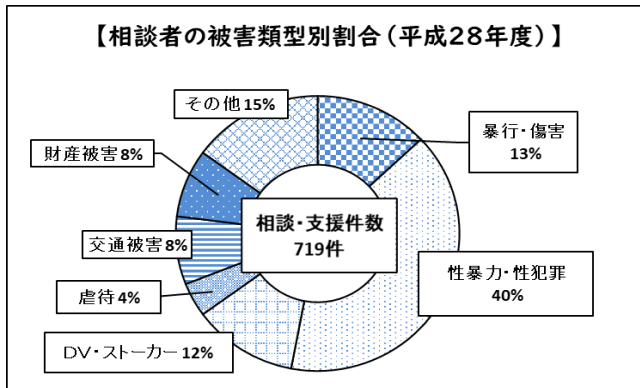
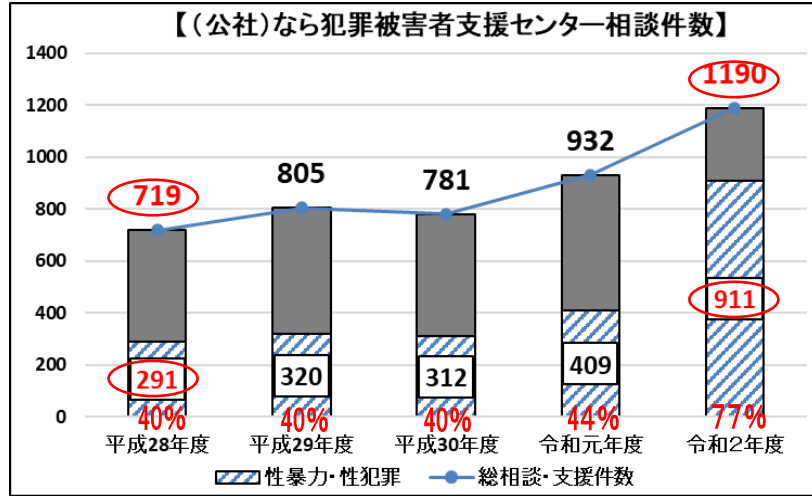


出典：
犯罪統計資料（警察庁）

2 犯罪被害者等の状況

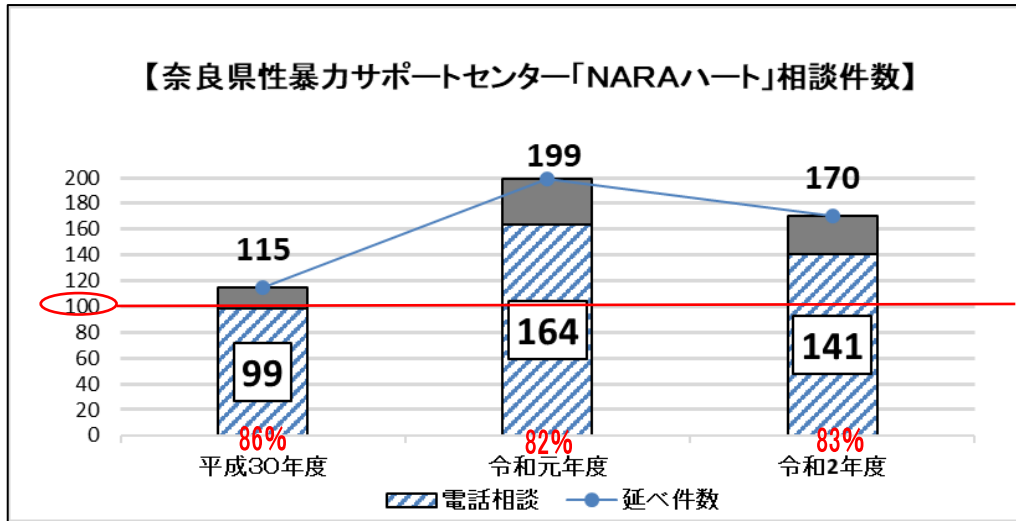
①(公社)なら犯罪被害者支援センター相談件数

(公社)なら犯罪被害者支援センターで受けた、犯罪被害者等からの相談・支援件数は、5年間で1.6倍に増加しており、性犯罪・性暴力もこの5年間で3倍に増加しています。また、性犯罪・性暴力の相談件数は、常に全体の40%以上を占めています。



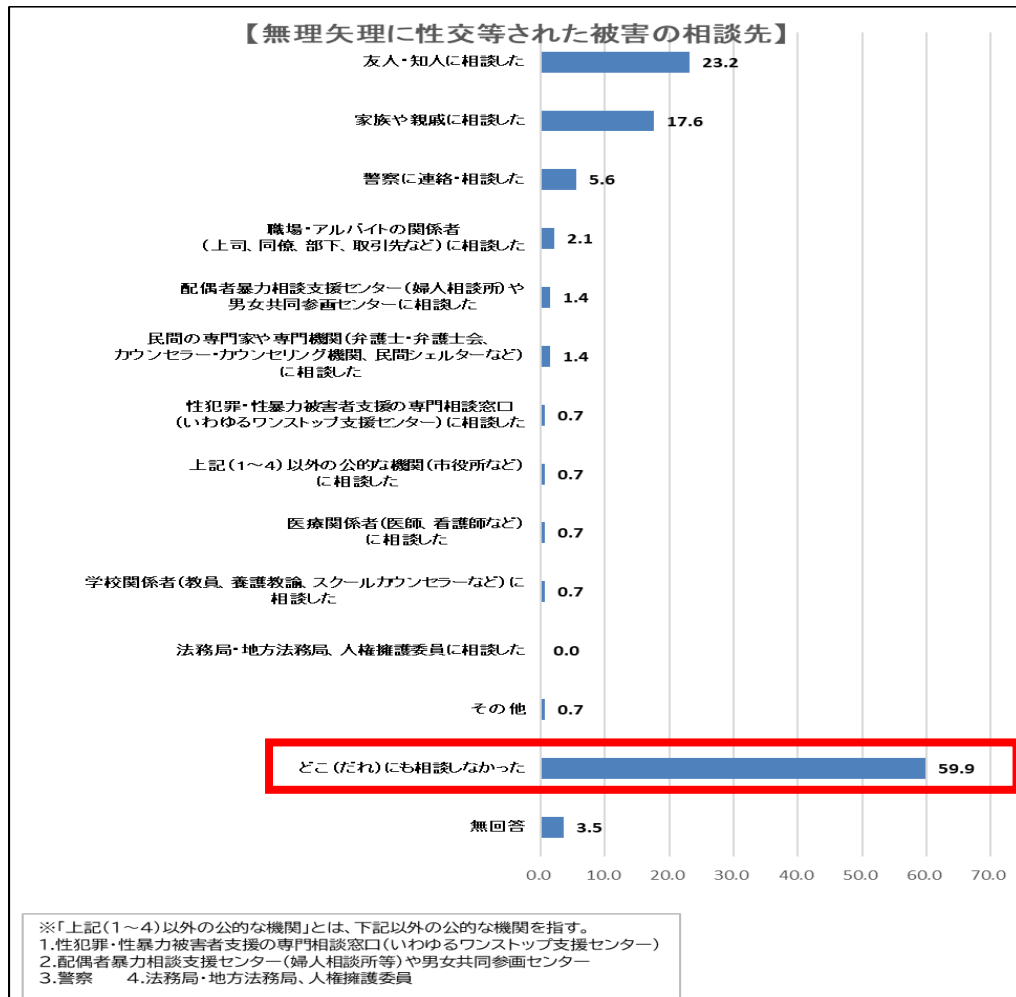
出典：(公社)なら犯罪被害者支援センター調べ

- ②奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）相談件数
 平成30年10月の設立以降、毎年100件以上の相談件数があり、そのうち全体の80%以上は電話相談の相談件数です。



- ③『男女間における暴力に関する調査』結果の概要

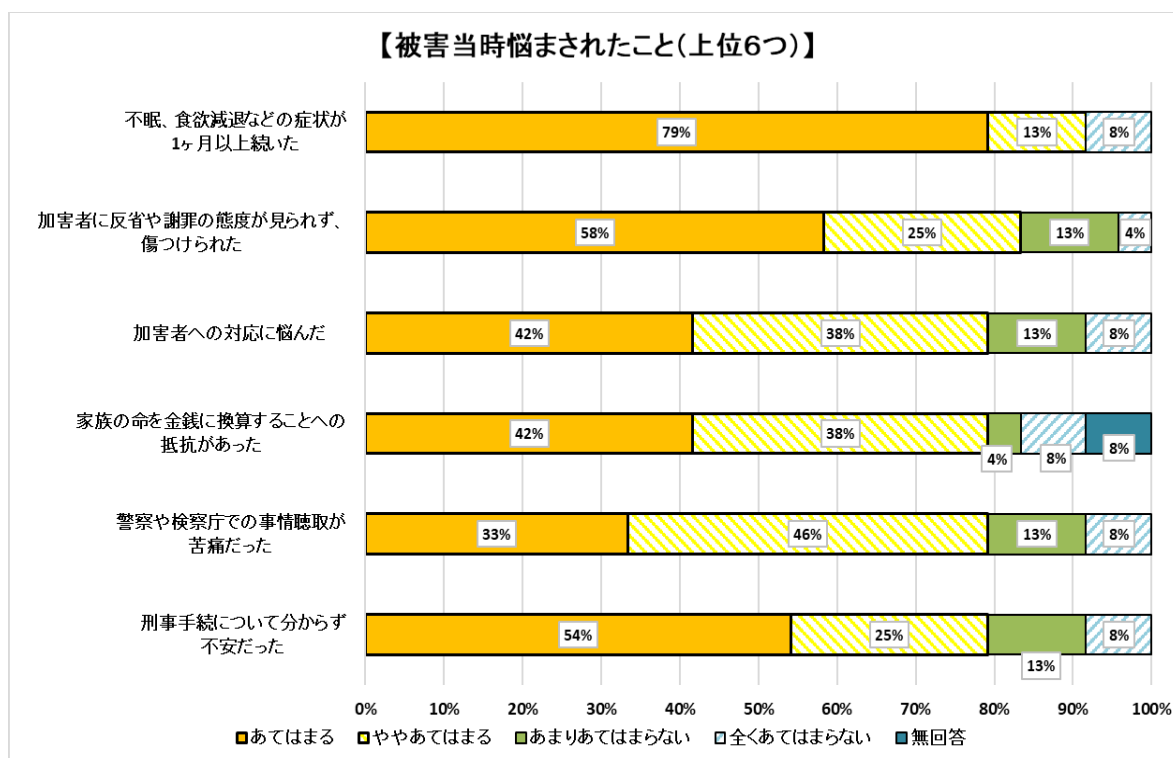
内閣府において「男女間における暴力に関する調査」が、全国20歳以上の男女を対象に、令和2年11月～12月にアンケート調査が実施されました。回答のあったうち、約24人に1人、そのうち女性の約14人に1人に無理矢理性交等をされた経験があると回答をしており、被害者のうち約60%の人がどこにも（誰にも）相談していない状況にあります。



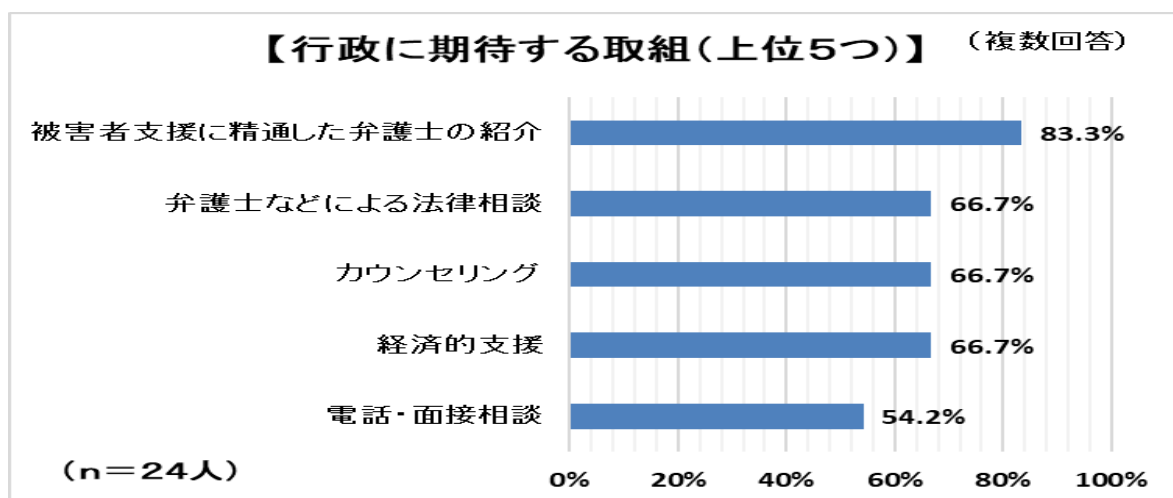
④『犯罪被害者支援に関するアンケート』結果の概要

計画を改定するにあたり、犯罪被害をうけられた方、及びそのご家族、またはご遺族の方を対象に令和2年10月にアンケート調査を実施しました。

被害ときに悩まされたこと被害に遭った後、どのような問題に悩まされましたかという問いに対し、「あてはまる」と回答した人と「ややあてはまる」と回答した人を合わせた割合をみると、「不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた」が92%と大きな割合となりました。次いで80%以上となった項目は、「加害者に反省や謝罪の態度が見られず、傷つけられた」、「加害者への対応に悩んだ」「家族の命を金銭に換算することへの抵抗があった」となりました。



国や市町村といった地方公共団体へ期待する取組はどのようなものですか、という問いに対し、回答者の半数以上が、弁護士の紹介やカウンセリング、経済的支援に期待していることがわかります。



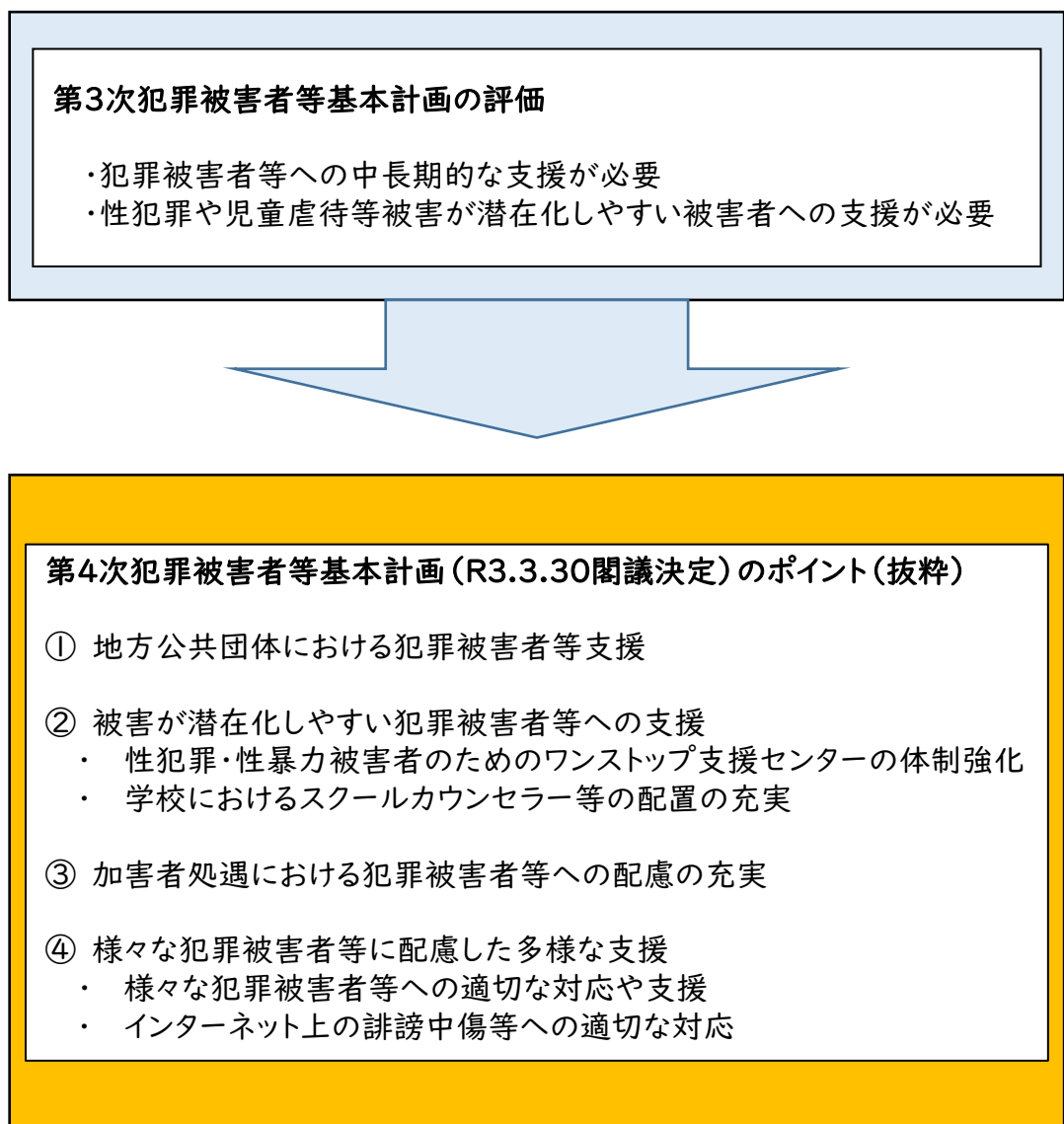
3 国の支援計画のポイント

警察庁において、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）が制定されました。

第4次計画では、第3次計画の取り組みを受け、以下の4点をポイントとして支援の充実につとめています。

- ① 地方公共団体における犯罪被害者等支援
- ② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
- ③ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実
- ④ 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

〈イメージ図〉



第2章 計画の基本

1 計画改定の趣旨

平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」といいます。）が成立し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために必要な基本的施策が示されるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

これを受けて国では、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。その後、平成23年3月策定の「第2次犯罪被害者等基本計画」、平成28年3月策定の「第3次犯罪被害者等基本計画」を経て、令和3年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等支援のための施策を実施しています。

基本法第5条では、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、本県においても犯罪被害者等の権利や利益を保護するために、犯罪被害者等に対する支援に取り組んでいます。

更に、平成28年4月には、犯罪被害者等支援施策の基本理念及び県、県民の責務等を定めた「奈良県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、同年9月に条例第9条の規定に基づき「奈良県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

この間、様々な施策を実施し、奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARA ハート」の開設や県営住宅への入居枠の設定など、取り組みの充実を図ってきたところです。

これからも一層の支援に取り組んでいくため、

- ・犯罪被害者等に対する支援に関する県の取組を3つの柱に体系的に整理し施策を推進し、
 - ・特に性犯罪・性暴力被害者等への支援の充実、
 - ・インターネット上の誹謗中傷への対応を重点項目として設定し、
- 奈良県犯罪被害者等支援計画（以下「計画」といいます。）を改定することとしました。

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

2 計画の目標と基本理念

この計画は、条例第3条に規定する次の基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目標とします。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害及び当該犯罪等の後に受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関の相互の連携及び協力の下、適切に講ぜられること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かくて途切れることなく提供されること。

第3章 施策の大綱

I 日常生活回復に向けた支援の提供

1 経済的な助成に関する情報の提供等（条例第13条）

現状と課題

犯罪被害者等は、被害を受けたことで、医療費や司法手続に関する経費等予期しない負担を余儀なくされたり、生計の担い手が被害を受けたことにより収入が途絶減少すること等から、経済的に困窮することが少なくありません。

現在、犯罪被害者等への経済的支援として「犯罪被害給付制度」、また、一般的な福祉政策として、「生活困窮者自立支援制度」や「生活福祉資金貸付制度」等があります。

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、これらの制度を十分活用してもらえよう経済的な助成に関する情報の提供や助言が必要です。

施策の方向性と取組

経済的な助成に関する情報提供を充実させるとともに、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための施策のさらなる充実が必要です。

(1) 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。
(警察本部)

(2) 公費支出制度

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用の公費支出を行うとともに、遺体を搬送・修復するための経費の一部や、ハウスクリーニング費用、カウンセリング費用等を公費で支出します。また、それらの制度について周知を図ります。
(警察本部)

①死体検案書料

司法解剖時又は司法解剖終了時において他殺と判明している犯罪遺体に係る死体検案書料を公費で支出します。

②司法解剖後の遺体搬送費

司法解剖を行った遺体の遺体搬送に係る実費分(上限1万円)を公費で支出します。

③初診料等

性犯罪被害者の精神的、経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動への理解と協力を図るため、初診料、初回処置料のうち、鑑定資料採取等に係る費用、性感染症予防のために行った処置に係る費用、性感染症検査に係る費用、避妊のため緊急に行った処置に係る費用、人工妊娠中絶に係る費用について、公費で支出します。

④診断書料

身体に被害を受けた犯罪被害者及びその親族が、被害事実を証明するため、警察に提出する診断書の作成に係る経費について公費で支出します。

⑤受診料・カウンセリング

精神科医や臨床心理士による受診料やカウンセリング費用を公費で支出します。

⑥ハウスクリーニング費

自宅等が被害現場になった際のハウスクリーニング費用を公費で支出します。

⑦遺体の修復費

犯罪により死亡し、損傷が激しい遺体に対する修復費を公費で支出します。

(3) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復

特殊詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の被害認知時における口座凍結のための金融機関への情報提供等、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る金融機関への適切な対応を行うことで、被害者に対する金銭的な被害回復を図ります。

(警察本部)

(4) 速やかな還付手続等

盗品捜査の積極的な推進と盗品等照会業務の運用による被害品の早期発見及び被害回復の促進と併せ、証拠品の適正な保管・管理を通じた被害品の早期還付手続の実施を図ります。

(警察本部)

(5) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立相談支援窓口において、専門の支援員が生活に困窮している方の状況に合わせて、経済的な自立に向けた相談など、関係機関と連携した支援を行います。

(福祉医療部)

(6) 「被害者の手引」による情報提供

犯罪被害者等が利用できる制度や各種相談機関について記載した「被害者の手引」による情報提供の充実を行います。

(警察本部)

(7) 奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」での経済的支援

「NARAハート」では、必要に応じて医療費、カウンセリング費用、弁護士相談費用の一部を助成します。あわせて、その周知を図ります。

(こども・女性局)

(8) 心理専門職派遣

犯罪被害者の相談に対して適切に対処するため、県から民間支援団体に対し、心理専門職の派遣を行い、カウンセリングを実施することで、犯罪被害及びその家族又は遺族に対して、経済的負担の軽減を図ります。

(文化・教育・暮らし創造部)

2 心身に受けた影響からの回復（条例第14条）

現状と課題

犯罪被害者等においては、身体面に対する被害（物理的外傷）だけでなく、精神面への被害も受けている可能性があり、精神的ケアが必要です。中でも、性犯罪被害者については、重度のPTSD等の持続的な精神的後遺症がある方も少なくないと考えられ、適切な保護やカウンセリング等の支援が必要です。

施策の方向性と取組

犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、保健医療サービス、福祉サービス等の充実に努めます。

(1) 被虐待児童に対するカウンセリング等

被措置児童等に対する精神科医によるカウンセリングをはじめ、虐待を行った保護者支援のため家族療法対応職員及び保護者支援員をこども家庭相談センターに配置し、精神的ケアの充実に取り組みます。また、児童養護施設等に入所している被虐待児童等の精神的ケアについて、施設に心理療法担当職員を配置し、児童に対するカウンセリングを行います。引き続き、児童及び家族への支援の充実に努めます。

（こども・女性局）

(2) 学校におけるカウンセリング体制

災害や事件・事故等が発生した場合は、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行います。

また、カウンセリングが進学により途切れることのないよう、小・中学校相互の連携により、児童生徒の心理的側面のサポートをするなど、カウンセリング体制の整備に努めます。

（教育委員会）

(3) 犯罪被害者等に対するカウンセリング

犯罪等により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、部内カウンセラーのほか、精神科医や民間のカウンセラーとも連携し、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施します。

（警察本部）

①被害少年が受けた精神的被害軽減のための継続的支援

少年補導職員による被害少年に対するカウンセリング等を継続的に推進するとともに、部外専門家、関係機関、ボランティアとのネットワークの構築、連携に努めます。

②性犯罪被害者に対するカウンセリング

奈良県警察被害者支援アドバイザー、民間支援団体との連携による性犯罪被害者に適切なカウンセリングを行います。

(4) 心理専門職派遣【再掲】

犯罪被害者の相談に対して適切に対処するため、県から民間支援団体に対し、心理専門職の派遣を行い、民間支援団体における犯罪被害者に対するカウンセリングの充実に努めます。

(文化・教育・くらし創造部)

(5) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等

なら被害者支援ネットワーク性被害者支援専門部会等において、産婦人科医に対し証拠採取要領の説明や積極的な採取等について協力依頼するとともに、各警察署に「性犯罪捜査採証キット」を整備します。

(警察本部)

(6) ならこころのホットライン

県民を対象としたこころの相談専用ダイヤルを設置し、こころの問題、自殺予防及び自死遺族に関する電話相談を行います。

(医療政策局)

(7) 精神保健福祉相談の実施

「精神疾患(アルコール依存症及び認知症を含む)」や「精神障害」に関する社会復帰・社会参加に関すること、日常生活に関すること等の支援について、保健師・精神保健福祉相談員・精神科医等が相談に応じます。

(医療政策局)

(8) 施設の改善

各警察署において犯罪被害者専用の事情聴取室の確保に努めるとともに、その環境を常に良好に保つなど環境整備を図ります。

(警察本部)

(9) 奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」の運営・支援

「NARAハート」では、性暴力の被害者に対して、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図るため、支援員が相談にあたります。また、医療機関などの関係機関と連携し、被害直後から中長期までの被害者のニーズに応じた支援を行います。

なお、被害者が警察への届出を希望する場合には、警察とも連携します。

(こども・女性局)

(10) 警察本部内カウンセラーの効果的な活用

県警本部に配置されている臨床心理士資格を持つ部内カウンセラーによる支援を、被害者に対して行います。

(警察本部)

3 安全の確保（条例第15条）

現状と課題

暴力団によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力（DV）はもとより、犯罪被害者等の多くは再び危害を加えられることに対し、恐怖や不安を抱いており、適切な保護等の支援が必要です。

施策の方向性と取組

犯罪被害者等がさらなる被害を受けることを防止することはもとより、その恐怖や不安の解消を図るための施策の充実に努めます。

(1) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

子どもを対象とする暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の適切な運用を図っています。当該対象者の情報が寄せられれば、訪問による所在確認を実施するとともに、再犯リスクの高い対象者に対しては、同意を得て面談を行います。

（警察本部）

(2) 保護対策の実施

身辺警戒体制の充実等による保護対策の強化や事務所撤去運動等を推進する住民や暴力団等との関係を遮断しようとする事業所等の安全確保等の推進に努めます。

（警察本部）

(3) 再被害防止に向けた関係機関との連携

犯罪被害者等が同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施します。

（警察本部）

(4) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための研修等の実施

児童虐待認知時における迅速的確な対応及び報告の徹底について、警察本部から各警察署へ通達し、部内各部門はもとより、児童相談所、学校その他関係機関との情報共有と連携強化による迅速な対応、児童虐待（容疑）事案の児童相談所への通告の励行等について指示を徹底します。

（警察本部）

(5) 行方不明者対策の実施

行方不明事案を認知したときに迅速かつ広範囲な搜索及び情報収集を行います。

（警察本部）

(6) 被虐待児童等の安全確保

こども家庭相談センターは、県民等からの夜間・休日の虐待通告に対し、24時間365日相談体制の整備や市町村等の関係機関と連携することで、迅速に子どもの安全確保に努めます。また、虐待を受けた子どもの生命安全を確保したり、援助方針を決めるため行動観察すること等を目的として、子どもの一時保護を行うとともに、警察署や市町村等各種関係機関と日頃から情報共有等を行い、迅速な対応ができるよう連携の強化に努めます。

(こども・女性局)

(7) 女性の相談及びDV相談窓口

こども家庭相談センターは、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターとして、家庭内の不和、夫婦のもめごとや離婚問題等様々な女性からの相談に応じます。また、配偶者等からの暴力については、性別を問わず、相談支援を実施します。やむを得ない事情によって生活の場を一時的に失った女性や、配偶者等からの暴力被害者の一時保護を行うとともに、安全の確保を徹底した上で自立への支援ができるよう警察署や市町村等各種関係機関と日頃から情報共有等を行い、連携・体制の強化に努めます。

また、DV被害者等の相談について、性別にかかわらず、電話・来所・メール等幅広い相談及び専門の相談員による迅速な支援を行えるよう体制の強化に努めます。

(こども・女性局)

(8) 捜査に関する情報提供

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じ、適切に捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講じます。

また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、民間支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど、関係機関・団体との連携を図ります。

(警察本部)

(9) 県営住宅への一時受入

DVを含む犯罪被害者等の県営住宅への緊急的な一時受入について、個々の状況により、行政財産目的外使用の取り扱いを行います。また、年間随時募集による申込も受付します。

(地域デザイン推進局)

(10) 犯罪被害者の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供

犯罪発生情報を配信する際、被害者が特定できないように情報提供の方法等について配慮します。被害者の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性や二次的被害を受ける恐れ等の事情を総合的に勘案し適切な発表内容となるよう努めます。

また、脅威事犯については、被害関係者から情報配信の要望を聴取します。

(警察本部)

4 居住の安定（条例第16条）

現状と課題

犯罪被害者等は、自宅が犯罪等の現場となったため物理的に居住困難となり、加害者が逮捕されておらず自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できなくなったりと、転居を余儀なくされるケースがあります。

しかし、被害を受けたことに伴う経済的困窮や事件後のショックから、新たな居住先を自ら探し求めることは大変困難な状況にあり、支援が必要です。

施策の方向性と取組

犯罪被害者等が転居を余儀なくされた場合、新たな居住先を円滑に確保し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう、一時的あるいは中長期的な住居の早期確保を図るための取組が必要です。

(1) 県営住宅の申込み

DV（配偶者からの暴力）被害者または交際相手（生活の本拠を共にしている）からの暴力被害者がいる世帯や犯罪被害者等については、定期の入居者募集の際、別枠を設けます。また、県営住宅の随時募集も行います。

（地域デザイン推進局）

(2) 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪等の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等には、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供できることがあります。また、犯罪行為の現場になった自宅の原状回復等に要する経費にかかる公費支出を検討します。

（警察本部）

5 雇用の安定（条例第17条）

現状と課題

犯罪被害者等は、被害を受けた精神的ショックから仕事が手につかなくなったり、職場での対人関係が悪くなったり、長期療養や裁判への出廷等のため休暇・欠勤を余儀なくされたりする事態に陥ることがあります。

その結果、仕事を辞めざるを得なくなることもあり、雇用の維持・確保が必要です。

施策の方向性と取組

厳しい雇用環境が続く中でも、犯罪被害者等が雇用を維持・確保できるよう、雇用の安定を図るとともに、事業主の理解を得るための施策の充実が必要です。

(1) 個別労働紛争解決制度

奈良県中小企業労働相談所では、個々の労働者と事業主の間で起きた労働条件等に関する紛争（個別労働関係紛争）の解決に向けた情報提供・相談を、労働委員会ではこれら紛争解決のためのあっせんを、それぞれ行います。

（産業・観光・雇用振興部、労働委員会）

(2) 就職及び職業訓練の支援

奈良・高田しごとiセンターでは、キャリアコンサルタントによる就業全般（内職の紹介、斡旋を含む）の相談や情報提供及び職業紹介を行います。

また、求職者の就職支援として、公共職業安定所等と連携し、離転職者等に対する就業に向けた職業訓練を行うほか、犯罪被害者がおかれている状況などについて周知を図り、就労の場の一層の確保に向け、事業主の理解の促進に努めます。

また、犯罪被害者等が抱える個々の状況を踏まえ、就労に資する様々な情報を収集し提供するよう努めるとともに、就労に向けてスキル向上等のための研修・訓練の機会の確保に努めます。

（産業・観光・雇用振興部）

6 日常生活の支援（条例第20条）

現状と課題

犯罪被害者等の多くは、医療機関での診療、警察の事情聴取、裁判への参加、行政機関での手続等、様々な状況に対応しなければなりません。

さらに、被害を受けたという精神的ショックから、家事、育児、介護等に手がつかなくなる場合も少なくありませんが、十分な支援を受けることが困難な状況です。

施策の方向性と取組

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、関係機関との連携を図り、家事、育児等に係る支援など日々の生活に必要な情報を収集し提供することや、様々な手続き等に同行するなどの支援活動が必要です。

(1) 犯罪被害者直接支援事業費補助

犯罪被害による精神的被害の軽減や回復に向けた施策の中で、犯罪被害者等の要望や必要性が強く、有効な方法となる病院やカウンセリング、検察庁及び公判への出廷・傍聴への付添い等を行う直接支援を一層充実するため、民間支援団体が実施する支援事業への補助を行います。

（警察本部）

(2) 犯罪被害者等への直接支援

民間支援団体等との連携を図り、医療機関等への付き添いなど直接支援の充実に努めます。

（警察本部）

(3) 犯罪被害者等への育児支援

市町村が実施する、子どもの養育者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に利用できる子育て短期支援事業に対し、補助を行っています。また、養育困難な状態が長期化する場合は、こども家庭相談センターによる児童養護施設等への入所措置を行います。

（こども・女性局）

(4) 犯罪被害者等への情報の提供

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、関係機関との調整を図り、家事、育児、介護等に係る支援など日々の生活に必要な情報を収集し提供するよう努めます。

（文化・教育・くらし創造部）

II 支援体制の整備・充実

I 市町村及び関係機関との連携（条例第8条）

現状と課題

犯罪被害者等は身体的・精神的な被害を受けるほか、多くの方は様々な事務的な負担を抱えることとなります。そのため、犯罪被害者等に対し、県及び各市町村、警察、関係機関・団体等が連携しながら、適切な支援に取り組んでいますが、更なる連携体制の整備が必要です。

施策の方向性と取組

犯罪被害者等が、必要な支援を速やかに、かつ途切れなく受けられるよう、既存のネットワーク等の一層の充実やより効果的な支援体制の構築等に努めるとともに、犯罪被害者等支援に向けての連携強化を図ります。

(1) 児童虐待防止に向けたネットワークづくり

県及び県内各市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の各支援機関と日頃から研修等を通して情報共有に努め、被虐待児童等に対する適切な支援に取り組みます。

（こども・女性局）

(2) なら被害者支援ネットワークによる連携

国、県及び各市町村をはじめとする県内の犯罪被害者等支援を行う各支援機関と連携協力しながら適切な支援に取り組みます。また、各支援機関相互の情報共有や事例検討を行い、ネットワークの連携を強化・充実し、適切な支援に努めます。

（警察本部）

(3) 市町村における総合対応窓口担当職員の研修

相談における対応の充実のため、市町村における総合対応窓口対応職員に対する研修を行います。また、総合対応窓口や関係機関等が的確かつ円滑に情報共有し、連携して支援を行うための連携体制の強化に努めます。

（文化・教育・くらし創造部）

(4) 支援関係機関・団体との連携促進

（公社）なら犯罪被害者支援センターや奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」などの支援機関や、当事者団体など、各関係機関・団体との連携促進を図ることで、犯罪被害者等をより適切な機関につなげ、効果的な支援を行います。

（文化・教育・くらし創造部）

(5) インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

県、市町村、関係団体が連携し、その把握に努めるとともに、法的処置など専門的な対応が必要な場合は関係機関・団体と連携・協力して対応します。

（文化・教育・くらし創造部）

(6) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に向けた市町村との連携

教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口への相談・通報内容を市町村教育委員会と共有することで連携し、性暴力等被害児童生徒に対して迅速で適切な支援を行えるようにします。

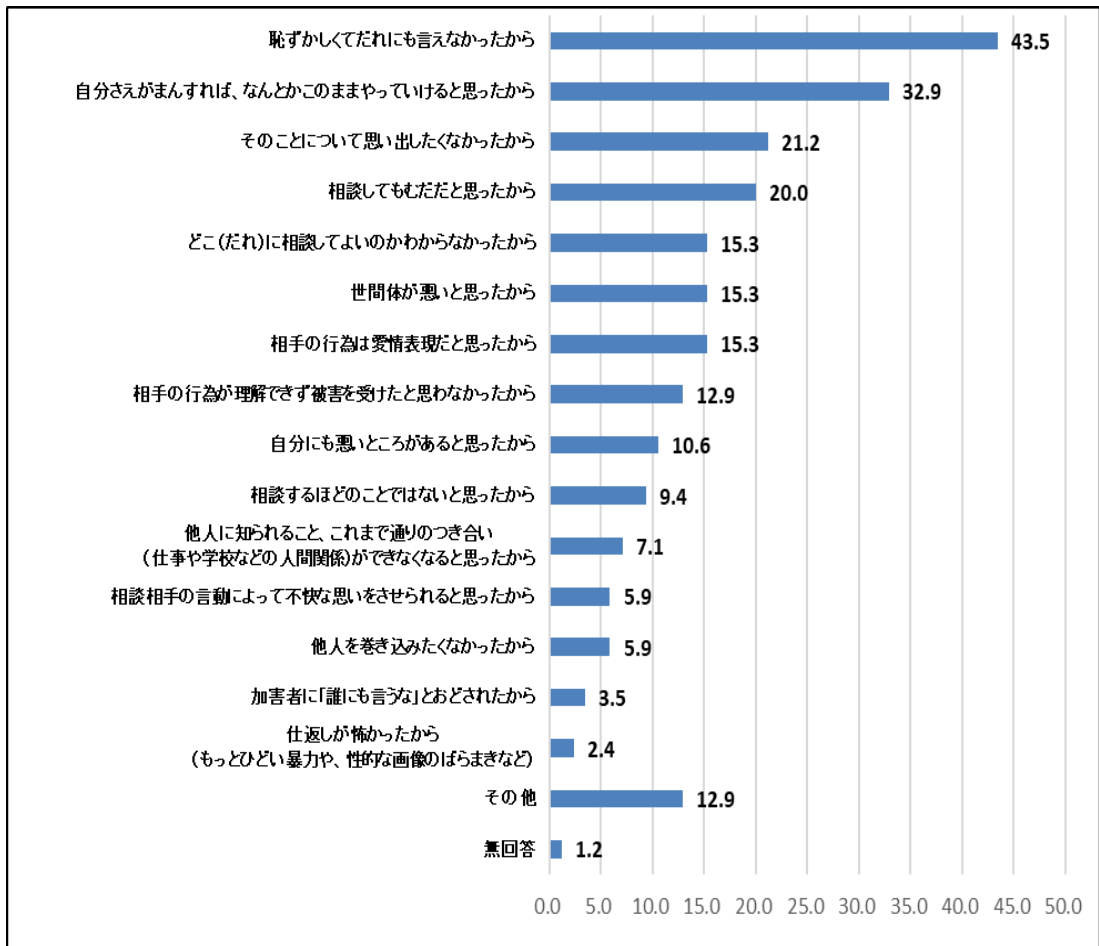
（教育委員会）

2 相談及び情報の提供等（条例第12条）

現状と課題

犯罪被害者等が必要とする支援は、受けた被害や生活の態様等により様々で、住宅、雇用、保健福祉、教育等幅広い分野にわたります。そうした支援を誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするために、相談に応じたり、情報提供等を行っています。更なる充実が必要です。しかしながら、無理やりに性交等された被害者の方のうち約6割の方がどこにも相談していないという全国調査結果（4頁参照）もあることから、相談機関のさらなる充実・周知が必要です。

【無理やりに性交等された被害についてどこにも相談しなかった理由】



出典：男女間における暴力に関する調査（令和3年3月：内閣府男女共同参画局）

施策の方向性と取組

犯罪被害者等が、必要なときに必要な支援が受けられるよう、相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、市町村や民間支援団体等との連携・協力を深め、必要な支援を必要な場所で途切れなく受けることができる体制が必要です。

(1) 犯罪被害全般に関する相談窓口

①犯罪被害者等支援相談窓口

犯罪被害者等やその周囲の方々が直面している諸問題に関して相談業務を行い、必要な支援に関する情報提供や助言を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行います。

(文化・教育・くらし創造部)

②ナポくん相談コーナー

警察本部や各警察署において、相談員が、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や、県民の安全と平穏に関する相談を受け付け、問題の解決や助言を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行います。

(警察本部)

③(公社)なら犯罪被害者支援センター

犯罪被害によって悩んでいる方々のための相談及び直接的支援に関する相談を受けています。

(文化・教育・くらし創造部、警察本部)

(2) 犯罪被害分野別の相談窓口

犯罪被害分野に応じた個別の相談窓口を設置し、相談業務をはじめ必要な支援に関する情報提供や助言を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行います。

分野	相談窓口	所管
交通事故	交通事故相談所	知事公室
女性	女性センター女性相談コーナー	こども・女性局
	こども家庭相談センター	
子ども	こども家庭相談センター	警察本部
	ヤング・いじめ110番	
	悩みならメール あすなろダイヤルならCocoroライン	教育委員会
DV	こども家庭相談センター	こども・女性局
心の健康	ならこころのホットライン	医療政策局
障害者	ホットラインほほえみ	福祉医療部
	障害者権利擁護センター	
性暴力 ・ 性犯罪	奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」	こども・女性局
	教職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口	教育委員会
	性犯罪被害相談110番(ハートさん)	警察本部
労働	中小企業労働相談所	産業・観光・雇用振興部
	北和地区中小企業労働相談所	
	中和地区中小企業労働相談所	
消費生活	消費生活センター	文化・教育・くらし創造部
	消費生活センター中中和相談所	
	悪質商法110番	警察本部
暴力団	暴力110番	
薬物	覚せい剤110番	

(3) 情報の提供

警察では、様々な情報提供等を行っています。

①「被害者の手引」による情報提供【再掲】

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布します。

②「被害者連絡制度」等の運用

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡します。

③損害賠償請求手続等に関する情報提供

損害賠償請求制度等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを警察本部、各警察署、運転免許センターの窓口等、来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して周知に努めます。

④刑事手続等に関する情報提供

身体犯用・交通事故用等各種「被害者の手引」やリーフレットの配付と併せ、刑事手続等に関する適切な説明等、刑事手続等に関する情報提供を行います。

⑤告訴・告発、被害届等の受理

告訴・告発又は被害届の適切な受理はもとより、告訴・告発又は被害届がなされていない事案については、犯罪被害者等の相談に適切に応じるとともに、民間支援団体等の関係機関・団体を紹介するなど適切な対応を行います。

⑥地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動

犯罪被害者等の再被害を予防し、その恐怖や不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施します。また、被害の態様等によっては、必要に応じてパトロールを行います。

⑦性犯罪被害者に関する情報の入手

性犯罪被害申告の促進を図るための積極的な広報と併せ、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の適切な運用を図ります。

⑧ストーカー事案、配偶者からの暴力事案への対応

ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への適切な対応とともに関係場所が複数の都道府県にわたるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の関係都道府県警察間・関係部門間の情報共有の徹底、迅速な対応を図ります。

⑨犯罪被害者の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供【再掲】

犯罪発生情報を配信する際、被害者が特定できないように情報提供の方法等について配慮します。被害者の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性や二次的被害を受ける恐れ等の事情を総合的に勘案し適切な発表内容となるよう努めます。また、脅威事犯については、被害関係者から情報配信の要望を聴取します。

⑩海外における犯罪被害者に対する情報提供

海外において犯罪被害を受けた方に関する情報収集に努め、国内の遺族、帰国する被害者に対する支援に努めます。

(4) 児童虐待に関する相談窓口

被虐待児童等の相談支援窓口として、こども家庭相談センター、児童相談所全国共通ダイヤル(189番)及び市町村のさらなる広報周知に努めます。

(こども・女性局)

(5) 消費生活に関する相談

消費者トラブルが生じた際、消費者と事業者の情報量・交渉力の差を補うため、消費生活相談員が助言等を行うが、消費者自身による自主交渉が困難なときは、消費者からの依頼に基づき、消費生活センターがあっせんを行い、消費者問題の解決に努めます。また、消費生活相談窓口の機能強化のために、消費生活相談員のスキルアップのための研修等を実施します。

(文化・教育・くらし創造部)

(6) 悪質商法に関する相談

悪質商法を繰り返す事業者による被害の再発を防止するため、悪質事業者に対する厳正な法執行に努めます。また、悪質商法の被害の未然防止・拡大防止を図るため、効果的な消費者教育等、消費者に対する啓発に努めます。

(文化・教育・くらし創造部)

(7) 学校におけるスクールカウンセラーの配置の充実

学校におけるカウンセリングが進学により途切れることのないよう、小・中学校相互の連携により、児童生徒の心理的側面のサポートするなど、カウンセリング体制の整備に努めます。

(教育委員会)

(8) 法律相談やカウンセリング等の情報提供の充実

国、県、民間支援団体が行う法律相談やカウンセリング等の実施について、周知を行い、情報提供の充実に努めます。

(文化・教育・くらし創造部、こども・女性局、警察本部)

(9) 性暴力被害者に対する情報提供

奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」での法律相談やカウンセリング等の実施について周知を行い、情報提供の充実に努めます。

また、国が設置している、性暴力の被害者のための全国共通短縮番号「#8891」(はやくワンストップ)の周知を図ります。

(こども・女性局)

(10) 市町村総合対応窓口の周知

全市町村で設置されている市町村総合対応窓口や制度について、パンフレットやインターネット上の取組を通じて周知を図ります。

(文化・教育・くらし創造部)

(11) 性暴力被害者に対する支援の充実

国の方針を踏まえ、奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」の相談受付時間の拡大や相談対応体制の充実、医療機関等の関係機関との連携強化など、性暴力被害者支援体制の充実に向けた検討を行います。

(こども・女性局)

3 民間支援団体に対する援助（条例第19条）

現状と課題

民間支援団体は、相談業務のほか、公判や調停への付き添い等の生活に密着したきめ細やかな支援活動を行っており、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援が受けられる体制を整えていくために不可欠な団体です。

民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を続けていくため、支援員の確保や技能の向上、財政的基盤の確保が課題となっています。

施策の報告と取組

民間支援団体の活動は、善意の寄付やボランティアに支えられている現状であり、その果たす役割の重要性にかんがみ、これまで以上に効率的、効果的な援助を検討します。

- (1) 犯罪被害者支援員養成事業費補助
（公社）なら犯罪被害者支援センターに対して、犯罪被害者等支援活動を行う支援員の養成及び研修事業への補助を行います。
（文化・教育・くらし創造部）
- (2) 犯罪被害者支援員養成機会の広報
（公社）なら犯罪被害者支援センターが実施する犯罪被害者等支援活動を行う支援員の養成及び研修事業について、広報紙への記事の掲載や県ホームページでの広報などにより、人材確保につなげます。
（文化・教育・くらし創造部）
- (3) 電話相談事業委託
通常の警察活動では支援が困難な、中長期にわたる犯罪被害者等からの相談等については、民間支援団体に対応するのが好ましいと考えられることから、（公社）なら犯罪被害者支援センターに対して電話相談業務を委託します。
（警察本部）
- (4) 犯罪被害者支援事業費補助【再掲】
犯罪被害による精神的被害の軽減や回復に向けた施策の中で、犯罪被害者等の要望や必要性が強く、有効な方法となる病院やカウンセリング、検察庁及び公判への出廷・傍聴への付添い等を行う直接支援を一層充実するため、民間支援団体を実施する支援事業への補助を行います。
また、民間支援団体の財政的基盤を強化するため、より多くの寄付金を集約するための仕組みづくりを検討します。
（文化・教育・くらし創造部、警察本部）
- (5) ふるさと奈良県応援寄附金
ふるさと奈良県応援寄附金の活用により、（公社）なら犯罪被害者支援センターの活動への支援を行います。
（文化・教育・くらし創造部）

(6) 寄付型自動販売機の設置

飲料水販売の自動販売機を利用して、売上金の一部を、自動販売機設置事業者から(公社)なら犯罪被害者支援センターへ支援金として寄付し、活動資金として運用する仕組みを実施します。

(警察本部)

(7) 民間支援団体の活動への協力

犯罪被害者週間に合わせて、寄贈された古書等書籍の売り上げを民間支援団体に寄付し、犯罪被害者等への支援活動に役立てます。より多くの寄付金を集約するための仕組みづくりを検討します。

(文化・教育・くらし創造部、警察本部)

(8) 心理専門職派遣【再掲】

犯罪被害者の相談に対して適切に対処するため、県から民間支援団体に対し、心理専門職の派遣を行い、民間支援団体における犯罪被害者に対するカウンセリングの充実に努めます。

(文化・教育・くらし創造部)

(9) 民間支援団体の研修に対する講師等の派遣

民間支援団体の実施する研修へ講師を派遣する等の支援を行います。また、民間支援団体の活動に対するより効果的な人的支援等を検討します。

(警察本部)

4 人材の育成（条例第21条）

現状と課題

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、犯罪被害者等の心理や置かれている状況を正確に理解するとともに、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能を持つ人材が求められています。

施策の方向性と取組

県内全域で均一な支援を行うためには、県内各地で支援に携わる支援員等の知識や対応方法が一定の水準を満たしている必要があることから、広域的な立場からの人材育成の充実に努めます。

- (1) 犯罪被害者支援員養成事業費補助【再掲】
公益社団法人なら犯罪被害者支援センターに対して、犯罪被害者等支援活動を行う支援員の養成及び研修事業への補助を行います。
(文化・教育・くらし創造部)
- (2) 犯罪被害者支援員養成機会の広報【再掲】
公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが実施する犯罪被害者等支援活動を行う支援員の養成及び研修事業について、広報紙への記事の掲載や県ホームページでの広報などにより、人材確保につなげます。
(文化・教育・くらし創造部)
- (3) 警察職員の研修
採用及び昇任の際の研修のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種研修時に、犯罪被害者等支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、民間支援団体との連携要領等に関する研修を行うとともに、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修を行います。特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対しては、臨床心理士等によるロールプレイ方式による演習を含む専門的研修を行うとともに、研修の充実に努めます。
(警察本部)
- (4) 支援従事者に対する支援
支援業務に従事する警察職員は、犯罪被害者等の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者等の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受けられる場合があることから、これら職員に対し、ストレスに関する研修を行い、ストレスに備えさせるとともに、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講じます。
(警察本部)

- (5) 自殺予防に対応する人材養成
地域で自殺予防活動に従事する専門職員を対象とした人材養成研修を行います。
(医療政策局)
- ①ゲートキーパーの養成
県民のこころの健康度の向上と、自殺者の減少を図るため、県内の各地域で、ゲートキーパーの養成を行います。
- ②ゲートキーパー指導者の養成
県内各地域で活躍できるゲートキーパーの養成を目指して、その指導にあたる人材の養成を行います。
- (6) 児童虐待対応職員の研修
増加傾向にある児童虐待対応や困難な児童虐待事案への対応力向上のため、こども家庭相談センター職員、市町村職員及び民生児童委員関係機関への研修を行います。
(こども・女性局)
- (7) 市町村における総合対応窓口担当職員の研修【再掲】
相談における対応の充実のため、市町村における総合対応窓口対応職員に対する研修を行います。また、犯罪被害者支援総合対応窓口や関係機関等が的確かつ円滑に情報共有し、連携して支援を行うための連携体制の強化に努めます。
(文化・教育・くらし創造部)
- (8) 教職員に対する研修
「子供の自殺予防研修講座」「子供の虐待防止に関する研修講座」など教職員(管理職を含む)に対する研修を実施します。
(教育委員会)
- (9) 消費生活相談員の研修
消費生活相談窓口の機能強化のために、消費生活相談員のスキルアップのための研修等の実施を検討します。
(文化・教育・くらし創造部)

5 調査研究（条例第22条）

現状と課題

犯罪被害者等支援に従事する者が、支援についての専門的な知識や技能が不足すると、適切な支援をすることができなくなるおそれがあります。

そのため、犯罪被害者等の支援に関する先進事例等の情報を収集し、研究する必要があります。

施策の方向性と取組

犯罪被害者等や犯罪被害者の支援を行う人のニーズ等の把握、及び先進事例等の情報収集に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する専門的知識・技能の向上につながる施策を検討します。

(1) 犯罪被害者等支援のニーズの把握

関係機関と連携して犯罪被害者等のニーズの把握を行うとともに、犯罪被害者等を支援する人に対して、支援を行うにあたっての課題や問題点の把握を行います。また、必要に応じて県民への意識調査や、犯罪被害者等のニーズ等を把握するための効果的な手法やそれらを捉えた効果的な施策を検討します。

（文化・教育・くらし創造部）

(2) 犯罪被害者等支援の先進事例の収集

全国都道府県警察での犯罪被害者等支援に関する好事例等について、随時情報収集を行います。

（警察本部）

(3) 奈良県犯罪被害者等支援施策協議会の設置

学識経験者、民間支援団体等から構成される奈良県犯罪被害者等支援施策協議会を設置し、犯罪被害者等支援施策の実施状況を管理します。

（文化・教育・くらし創造部、警察本部）

(4) 「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」と連携

犯罪防止に向けて策定されている「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」と連携し、被害の防止に対しても情報収集、研究を行い、広報啓発を行います。

（知事公室、文化・教育・くらし創造部）

(5) 被害者等における支援が困難となった事例について情報収集

関係機関・団体での支援が困難だった事例について情報収集を行い、不足している支援や改善すべき支援事業について検討します。

（文化・教育・くらし創造部）

Ⅲ 県民の理解促進

Ⅰ 広報及び啓発（条例第18条）

現状と課題

犯罪被害者等の実情に関する県民の理解・関心はまだ十分とはいえません。県民が犯罪被害者等に接する機会や置かれた立場、必要としている支援について知る機会に乏しいことから、それが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の要因になっているとも考えられます。

また、現在実施している支援施策についても、広く認知されているとはいえない状況にあり、県民に対してのさらなる広報啓発活動が必要です。

施策の方向性と取組

ひとりでも多くの県民が、犯罪被害者等が置かれている状況や、周囲がどのように接し、支えていくことができるのかということについての理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、また、二次的被害が生じないよう、犯罪被害者等が置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援等について、幅広く広報啓発活動を進めます。

(1) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた取り組みの推進として、中学生及び高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催するとともに、同教室を通じた作文コンクールへの出品、アンケート結果を通じた効果の検証等を行います。

（警察本部）

(2) 交通事故被害者等の声を反映した県民への啓発

交通事故被害者等が、自らの体験に基づく心情を語ったビデオ・DVDを、更新時講習、停止処分者講習等で活用します。また、講師が講話の中で犯罪被害者等の手記や思い、あるいは元警察官として交通死傷事故等の実体験等を受講者に伝え、交通事故の悲惨さや交通事故防止を啓発します。

（警察本部）

(3) 犯罪被害者等支援スポットCMの放映

県民が犯罪被害者の置かれている状況を理解し、その心情に配慮した行動がとれるよう啓発するとともに、相談・支援の窓口情報を周知するために、テレビのスポットCMを放映します。

（知事公室）

(4) 犯罪被害者支援奈良県民のつどいの開催

犯罪被害者週間に合わせて、犯罪被害者等の現状と支援の重要性を県民に周知し、地域社会で犯罪被害者を支えるとともに、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運を高め、「安全・安心のまちづくり」の実現について啓発するための講演等を行います。様々な媒体を一層効率的、効果的に活用し、県民に対しての広報啓発に努めます。

（文化・教育・くらし創造部、警察本部）

- (5) 児童虐待防止の啓発
子どもを虐待から守るため、11月の児童虐待防止推進月間を中心に年間を通じてオレンジリボンキャンペーンを実施します。また、被虐待児童等の支援のため、里親制度の普及啓発にも取り組みます。
(こども・女性局)
- (6) 女性に対する暴力防止の啓発
女性に対する暴力をなくすため、11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間を中心にパネル展示等を実施します。また、デートDV防止講座や女性に対する暴力防止フォーラム等を開催し、啓発活動を行います。
(こども・女性局)
- (7) 犯罪被害者等支援の周知・広報
インターネット、リーフレットやデジタルサイネージ等により、犯罪被害者等支援の周知・広報とともに、効果的な啓発の実施を図ります。
(文化・教育・くらし創造部)
- (8) 誹謗中傷等を行わないための啓発
県、市町村、関係団体が連携し、インターネット上などの誹謗中傷に対する情報収集・啓発活動に努めます。
(文化・教育・くらし創造部)
- (9) 若者におけるインターネットリテラシーの向上
若者への教育を推進し、人権意識を持ったSNSの利用呼びかけや、犯罪に巻き込まれないための啓発活動を行い、自身が被害者にも加害者にもなり得るという自覚を促します。また、若者だけでなく、その保護者や教育関係者など周りの大人への啓発や、事業者への働き掛けを充実します。
(文化・教育・くらし創造部、教育委員会、警察本部)
- (10) 「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」と連携【再掲】
犯罪防止を目的とする「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」と連携し、被害の防止に対しても情報収集、研究を行い、広報啓発を行います。
(知事公室、文化・教育・くらし創造部)
- (11) 犯罪被害者支援員養成機会の広報【再掲】
(公社)なら犯罪被害者支援センターが実施した支援員養成講座の参加者募集について奈良県HPへ掲載するなど、支援員養成に関する広報・周知を図ります。
(文化・教育・くらし創造部)
- (12) 学校教育及び社会教育における人権教育推進の施策
学校教育及び社会教育における人権教育推進の施策として、犯罪被害者等の人権問題に係る学習の在り方について検討を行います。
(教育委員会)

(13) 事業主の理解促進

犯罪被害者がおかれている状況などについて周知を図り、就労の場の一層の確保に向け、事業主の理解の促進に努めます。

(産業・観光・雇用振興部)

(14) 犯罪被害者等支援施策協議会の開催

毎年、犯罪被害者等の施策に関する各種施策の実施状況を公表し、県が行っている支援施策の普及に努めます。

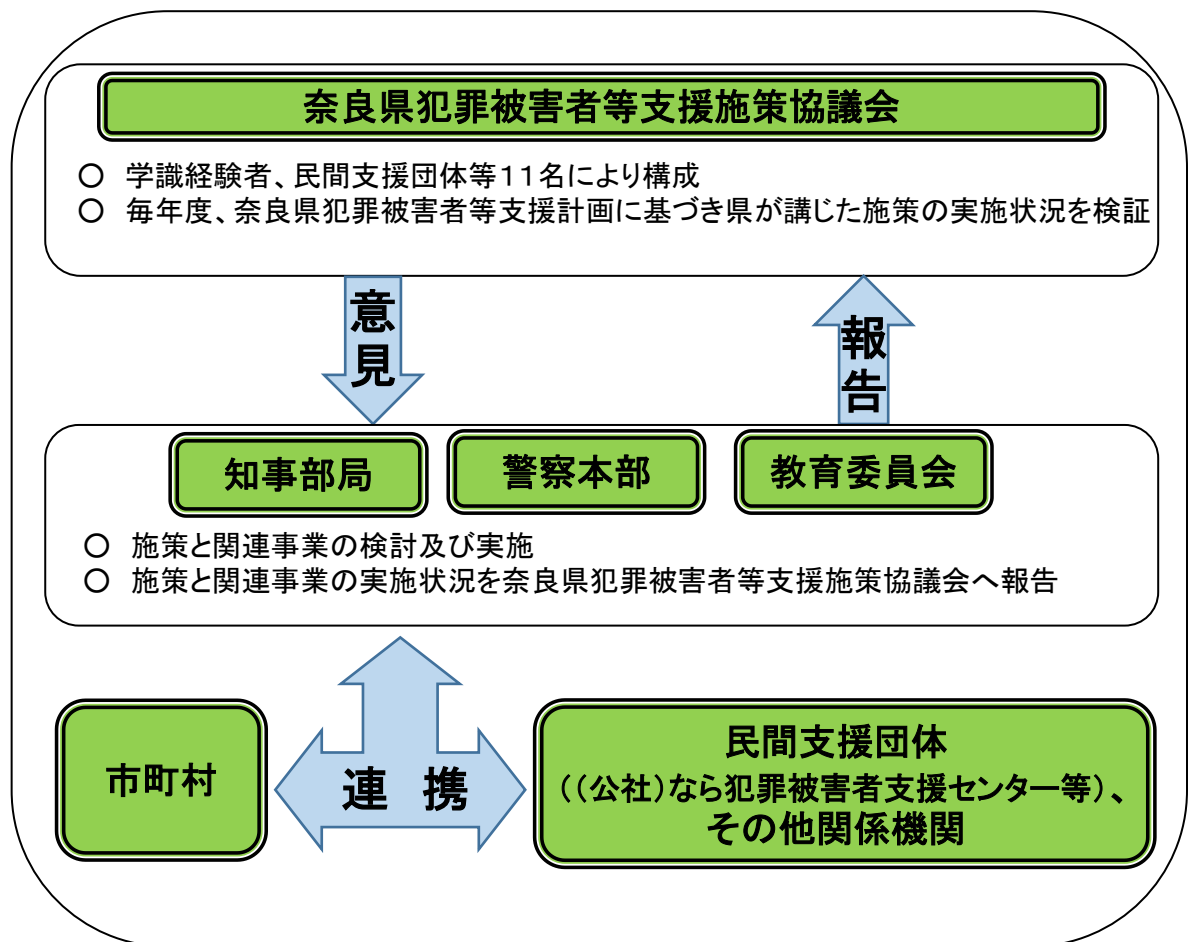
(文化・教育・くらし創造部、警察本部)

第4章 計画の推進

学識経験者、民間支援団体等から構成された「奈良県犯罪被害者等支援施策協議会」を設置し、当協議会において、毎年度「奈良県犯罪被害者等支援計画」に基づき県が講じた施策の実施状況を検証し、県へ意見提案を行います。

県は、「奈良県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等の支援のための施策を市町村や民間支援団体、その他関係機関と連携しながら、検討、実施し、毎年度施策の実施状況を取りまとめて、当協議会へ報告を行い、進捗状況について意見を求めることにより、総合的かつ計画的に計画を推進します。

〈イメージ図〉



參考資料

参考資料Ⅰ

『犯罪被害者支援に関するアンケート』調査票

今般、犯罪被害者等支援計画を改定するにあたり、民間支援団体や当事者団体等の協力をいただき、令和2年10月に犯罪被害者等にアンケート調査を行いました。

犯罪被害者支援に関するアンケート	
<p>◆調査の目的</p> <ul style="list-style-type: none">犯罪被害をうけられた方、およびそのご家族、またはご遺族の方々が受けられた支援や受けたかった支援についてのご意見を得ることを目的としています。	
<p>◆回答について</p> <ul style="list-style-type: none">お気持ちが向かない方におかれましては、無理にご回答していただく必要はございません。無記名でのご回答をお願いいたします。ご回答いただいた内容は統計的に処理いたしますので、個人のお名前やご意見が特定されることは一切ありません。また、調査目的以外に使用することはありません。	
<p>◆アンケートについて</p> <ul style="list-style-type: none">アンケートは全部で6ページ(問1～問12)あります。	
<p>◆記入について</p> <ul style="list-style-type: none">ご回答は、あてはまる数字を選んでマル○をつけるか、設問の指示に従い記入してください。	
<p>◆返送について</p> <ul style="list-style-type: none">ご回答後、大変お手数をおかけしますが、アンケートを三つ折りして、添付の返信用封筒に入れて、令和2年10月12日(日曜日)までにご投函ください。ご回答される方のお名前やご住所を、返信用封筒などに記入する必要はありません。	
問1	あなたと被害に遭われた方（被害者）とのご関係をお教えてください。
1	ご本人
2	被害者の配偶者
3	被害者の親
4	被害者の子ども
5	被害者の兄弟姉妹
6	被害者の親戚
7	その他（ ）
問2	被害に遭われた年を記入ください。
	昭和・平成・令和・西暦 年
問3	どのような被害に遭われましたか。あてはまる数字全てにマル○をつけてください。
1	窃盗
2	詐欺
3	配偶者からの暴力（DV）
4	ストーカー行為など
5	児童虐待
6	性的な被害
7	交通事故
8	暴力被害
9	殺人、殺人未遂
10	その他（ ）

問4 被害に遭った後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目について、あてはまる数字を1つ選んでマル○をつけてください。

	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない あまり	あてはまらない 全く
収入が減って、生活していくうえでの不安があった	1	2	3	4
事件に関連して医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた	1	2	3	4
家事、育児、介護が出来なくなった	1	2	3	4
事件をきっかけに退職、休職せざるをえなかった	1	2	3	4
報道機関からの取材で迷惑した	1	2	3	4
転居しなければならなかった	1	2	3	4
不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた	1	2	3	4
心身の不調のため、医療機関で治療を受けた	1	2	3	4
刑事手続について分からず不安だった	1	2	3	4
警察や検察庁での事情聴取が苦痛だった	1	2	3	4
裁判で証言をすることが負担だった	1	2	3	4
裁判で証言する機会がなかった	1	2	3	4
信頼できる弁護士を見つけるのに苦労した	1	2	3	4
家族の命を金銭に換算することへの抵抗があった	1	2	3	4
民事裁判に勝訴したが、賠償金が支払われていない	1	2	3	4
役所の手続が煩雑で、手間取った	1	2	3	4
加害者に反省や謝罪の態度が見られず、傷つけられた	1	2	3	4
加害者から仕返しをされるのではないかと不安である	1	2	3	4
加害者への対応に悩んだ	1	2	3	4
人目が気になり、外出できなくなった	1	2	3	4
噂を立てられたり、心ない言葉に傷つけられたりした	1	2	3	4
家族内では事件のことを話せない	1	2	3	4
事件後、家族関係が悪くなってしまった	1	2	3	4
事件のことを安心して話せる人がいなかった	1	2	3	4

問5 被害に遭った際またはその後で、実際に受けられた支援はどのようなものでしたか。表中のそれぞれの支援ごとに、受けた(1)か受けていない(2)か、あてはまる数字にマル〇をつけてください。(被害に遭われた時期などによっては、表中に記載の支援を受けられなかった場合があります。) また、受けられた支援が表中にない場合は、「その他1」～「その他3」欄の()の中に、その支援の内容を記入してください。		受けた	受けていない						
	支援や相談窓口などの総合的な情報提供	1	2						
	診察代・見舞金・生活資金などの経済的な助成支援	1	2						
	カウンセリングなどの心理的な相談	1	2						
	一時避難場所などの居住や安全の確保	1	2						
	就労に関する支援	1	2						
	家事・育児・介護などの生活支援	1	2						
	法律に関する相談	1	2						
	病院・裁判所・警察などへの付添い	1	2						
	その他1 (具体的に：)	1	2						
	その他2 (具体的に：)	1	2						
	その他3 (具体的に：)	1	2						
問6 問5で「受けた」を選択した支援の満足度は、どの程度でしたか。受けられた支援ごとにあてはまる数字を1つ選んでマル〇をつけてください。									
		非常に満足	ある程度満足	どちらともいえない	やや不満	非常に不満			
	支援や相談窓口などの総合的な情報提供	1	2	3	4	5			
	診察代・見舞金・生活資金などの経済的な助成支援	1	2	3	4	5			
	カウンセリングなどの心理的な相談	1	2	3	4	5			
	一時避難場所などの居住や安全の確保	1	2	3	4	5			
	就労に関する支援	1	2	3	4	5			
	家事・育児・介護などの生活支援	1	2	3	4	5			
	法律に関する相談	1	2	3	4	5			
	病院・裁判所・警察などへの付添い	1	2	3	4	5			
	その他1 (問5で「その他1」に記入された支援)	1	2	3	4	5			
	その他2 (問5で「その他2」に記入された支援)	1	2	3	4	5			
	その他3 (問5で「その他3」に記入された支援)	1	2	3	4	5			

問7 問5で「受けた」を選択した支援は、いつごろ受けられましたか。受けられた支援ごとにあてはまる数字を全て選んでマル○をつけてください。

	被害直後	1年後	3年後	5年後	7年後	10年以上
支援や相談窓口などの総合的な情報提供	1	2	3	4	5	6
診察代・見舞金・生活資金などの経済的な助成支援	1	2	3	4	5	6
カウンセリングなどの心理的な相談	1	2	3	4	5	6
一時避難場所などの居住や安全の確保	1	2	3	4	5	6
就労に関する支援	1	2	3	4	5	6
家事・育児・介護などの生活支援	1	2	3	4	5	6
法律に関する相談	1	2	3	4	5	6
病院・裁判所・警察などへの付添い	1	2	3	4	5	6
その他1（問5で「その他1」に記入された支援）	1	2	3	4	5	6
その他2（問5で「その他2」に記入された支援）	1	2	3	4	5	6
その他3（問5で「その他3」に記入された支援）	1	2	3	4	5	6

問8 問5で「受けた」を選択した支援は、どこ（または何）で知りましたか。受けられた支援ごとにあてはまる数字を全て選んでマル○をつけてください。

	警察	行政の窓口	被害者支援団体	家族・知人など	インターネット	覚えていない	（具体的に） その他
支援や相談窓口などの総合的な情報提供	1	2	3	4	5	6	7（ ）
診察代・見舞金・生活資金などの経済的な助成支援	1	2	3	4	5	6	7（ ）
カウンセリングなどの心理的な相談	1	2	3	4	5	6	7（ ）
一時避難場所などの居住や安全の確保	1	2	3	4	5	6	7（ ）
就労に関する支援	1	2	3	4	5	6	7（ ）
家事・育児・介護などの生活支援	1	2	3	4	5	6	7（ ）
法律に関する相談	1	2	3	4	5	6	7（ ）
病院・裁判所・警察などへの付添い	1	2	3	4	5	6	7（ ）
その他1（問5で「その他1」に記入された支援）	1	2	3	4	5	6	7（ ）
その他2（問5で「その他2」に記入された支援）	1	2	3	4	5	6	7（ ）
その他3（問5で「その他3」に記入された支援）	1	2	3	4	5	6	7（ ）

問9 問5で「受けた」を選択した支援は、どこで受けられましたか。受けられた支援ごとにあてはまる数字を全て選んでマル〇をつけてください。					
	警察	行政の窓口	被害者支援団体	覚えていない	その他 (具体的に)
支援や相談窓口などの総合的な情報提供	1	2	3	4	5 ()
診察代・見舞金・生活資金などの経済的な助成支援	1	2	3	4	5 ()
カウンセリングなどの心理的な相談	1	2	3	4	5 ()
一時避難場所などの居住や安全の確保	1	2	3	4	5 ()
就労に関する支援	1	2	3	4	5 ()
家事・育児・介護などの生活支援	1	2	3	4	5 ()
法律に関する相談	1	2	3	4	5 ()
病院・裁判所・警察などへの付添い	1	2	3	4	5 ()
その他1 (問5で「その他1」に記入された支援)	1	2	3	4	5 ()
その他2 (問5で「その他2」に記入された支援)	1	2	3	4	5 ()
その他3 (問5で「その他3」に記入された支援)	1	2	3	4	5 ()
問10 犯罪被害をうけられた方、およびそのご家族、またはご遺族の方々への支援として、県や市町村といった地方公共団体へ期待する取り組みはどのようなものですか。あてはまる数字を全て選んでマル〇をつけてください					
1	経済的支援				
2	電話・面接相談				
3	居住場所の確保				
4	カウンセリング				
5	弁護士などによる法律相談				
6	被害者支援に精通した弁護士の紹介				
7	相談員・支援員の育成・確保				
8	犯罪被害をうけられた方、およびそのご家族、またはご遺族の方々がか置かれている状況についての県民への啓発				
9	医療機関などとの連携				
10	犯罪被害者支援機関・支援団体などとの連携				
11	家事・育児・介護などの生活支援				
12	病院・裁判所・警察などへの付添い				
13	犯罪被害をうけられた方、およびそのご家族、またはご遺族の方々のための自助グループの紹介・運営				
14	職業相談などの就労支援				
15	行政窓口での諸手続の簡略化、援助				
17	分からない				
18	その他 ()				

参考資料 2

『犯罪被害者支援に関するアンケート』調査結果

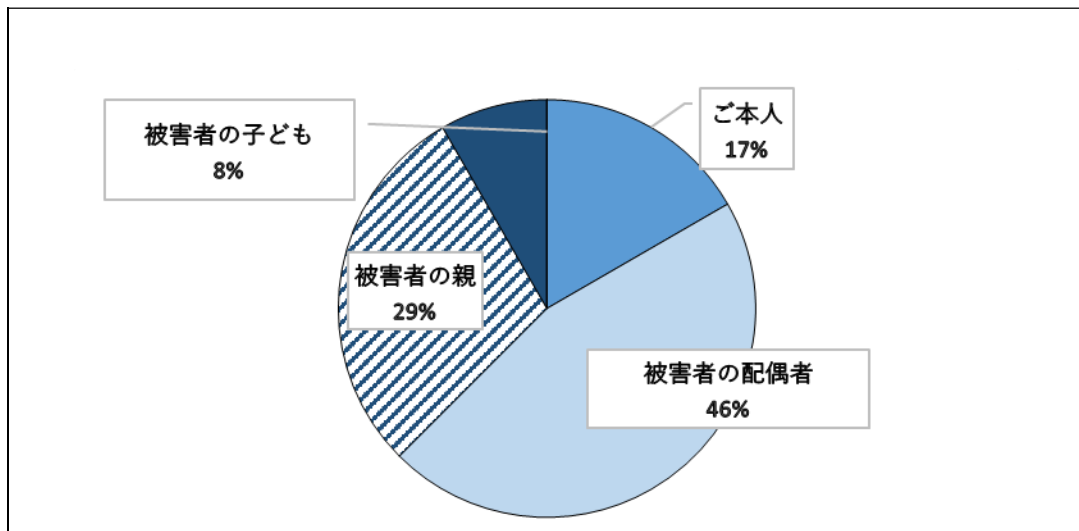
アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

調査票発送数:49通

調査票回収数:24通

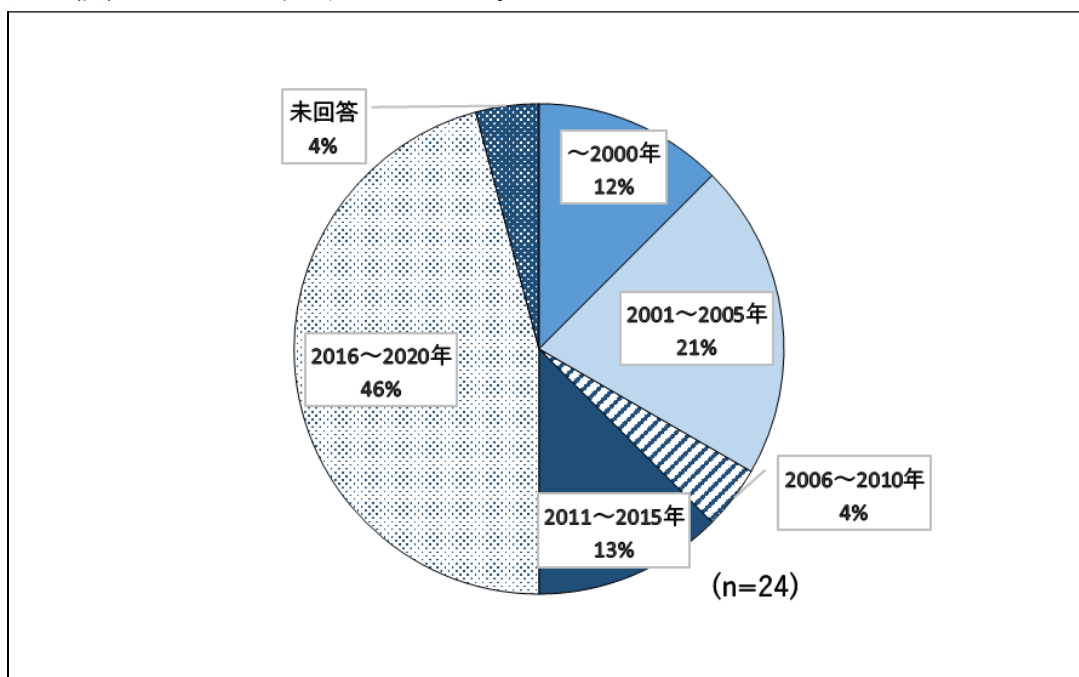
回答者の属性

問1 あなたと被害に遭われた方(被害者)とのご関係をお教えてください。



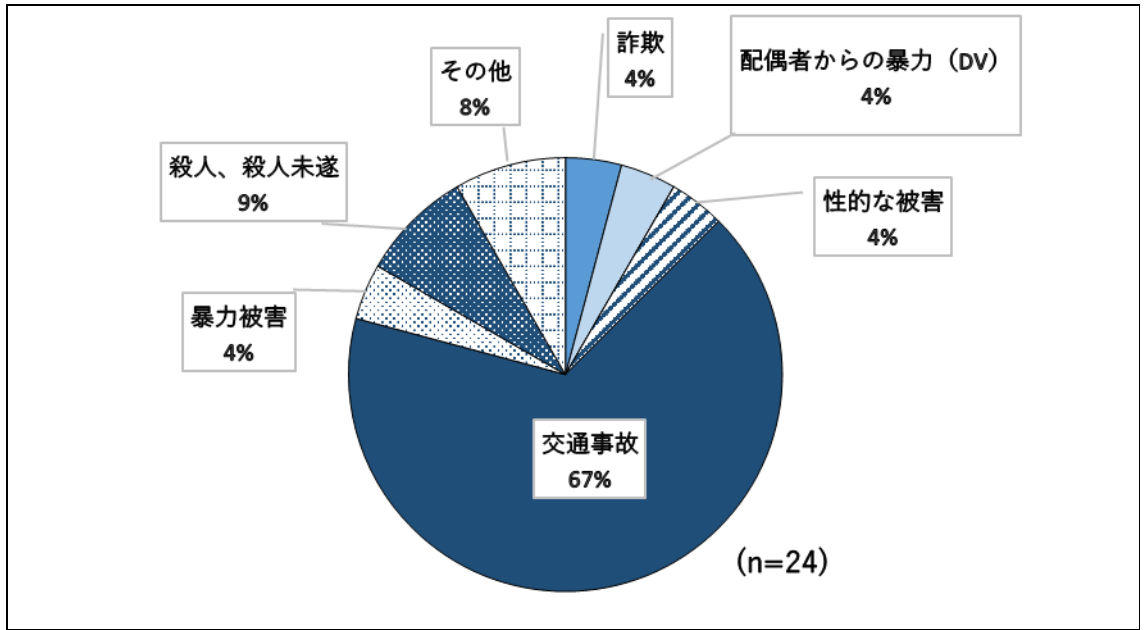
回答者と被害者との関係は本人が17%となっており、その他は被害者の家族である。被害者の兄弟姉妹及び親戚、その他の立場からの回答は今回得られなかった。

問2 被害に遭われた年を記入ください。



回答者の被害に遭われた年は1994年~2020年の間であり、直近5年で起きた被害がおおよそ半数の48%という結果になっている。

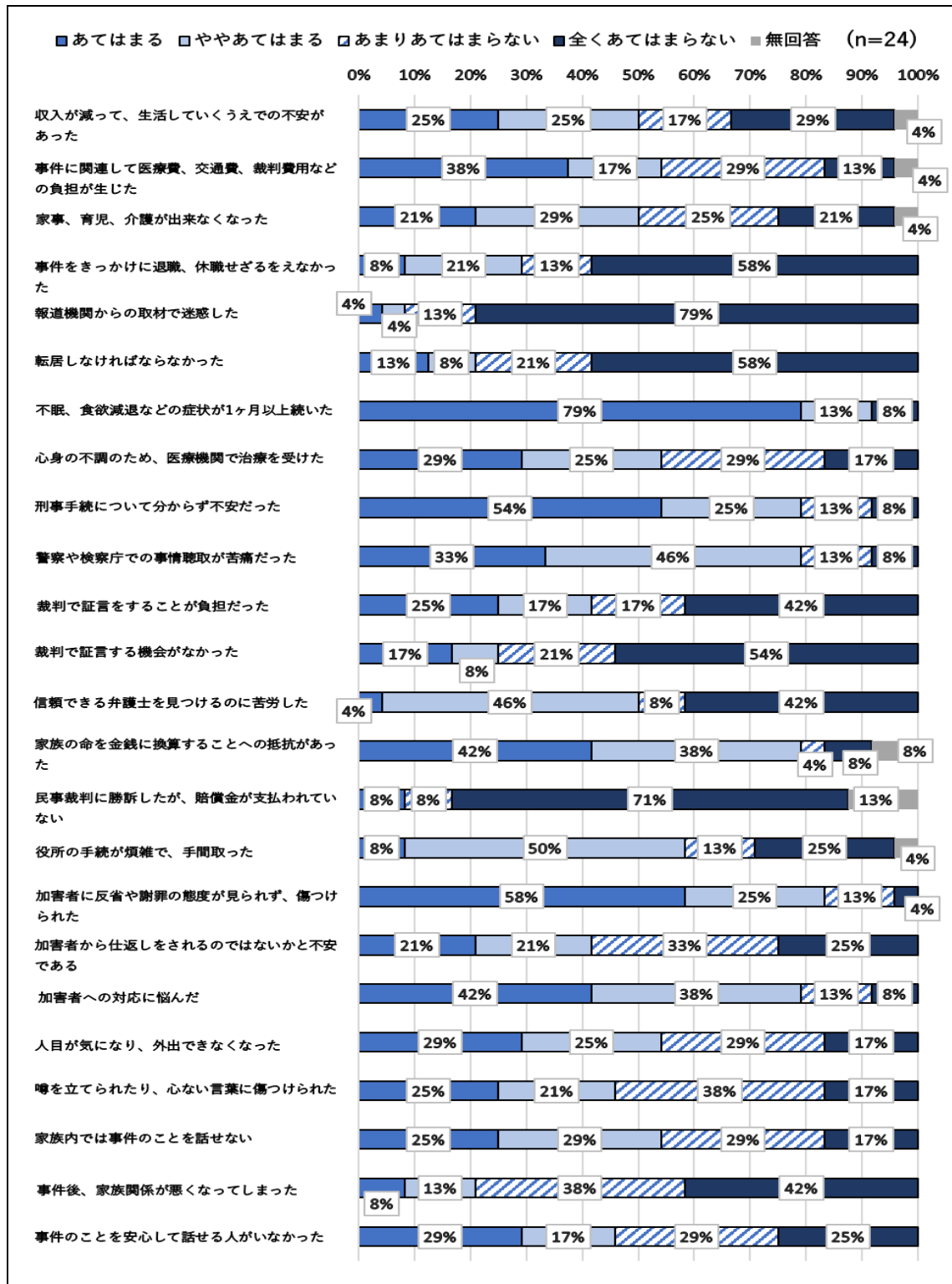
問3 どのような被害に遭われましたか。(複数回答可)



回答者の被害内容は、67%が交通事故被害となったので留意が必要と言える。

被害当時に悩まされたこと

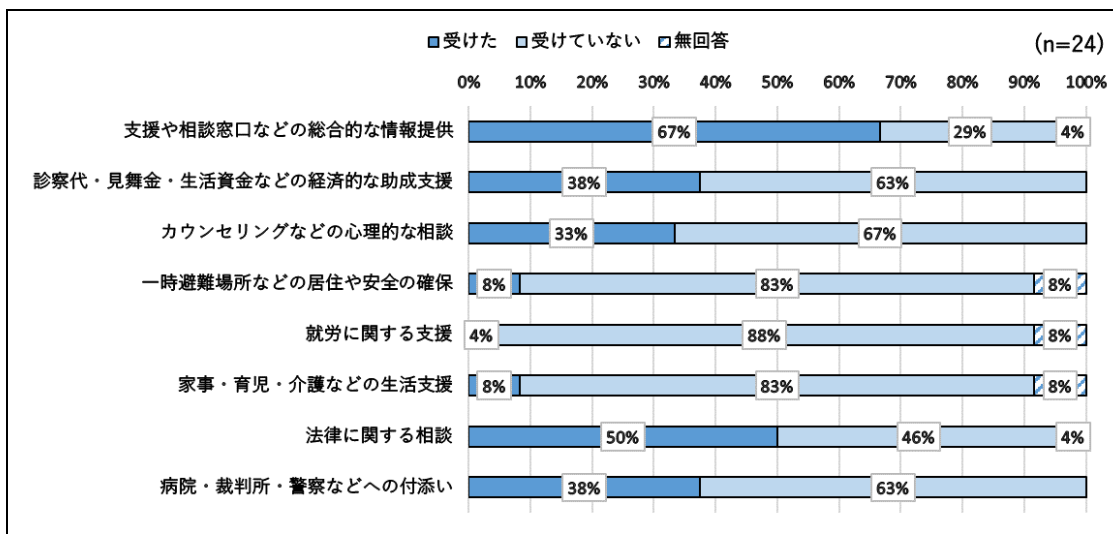
問4 被害に遭った後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれお答えください。



「あてはまる」と回答した人と「ややあてはまる」と回答した人を合わせた割合をみると、「不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた」が92%と大きな割合となった。次いで、「家族の命を金銭に換えることに抵抗があった」「加害者に反省や謝罪の態度が見られず、傷つけられた」「加害者への対応に悩んだ」に対し80%以上の回答者が「あてはまる」または「ややあてはまる」を選択する結果になった。

受けた支援について

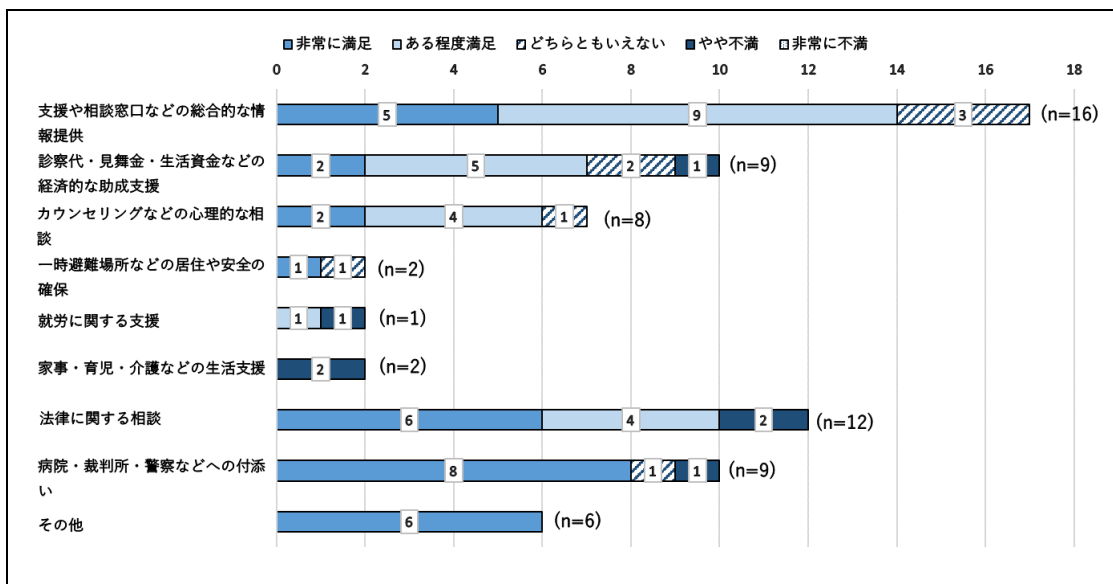
問5 被害に遭った際またはその後で、実際に受けられた支援はどのようなものでしたか。それぞれの支援ごとにお答えください。



「受けた」と回答した人の割合が最も高いのは「支援や相談窓口などの総合的な情報提供」の項目で67%、次いで「法律に関する相談の支援」の項目で50%となっている。

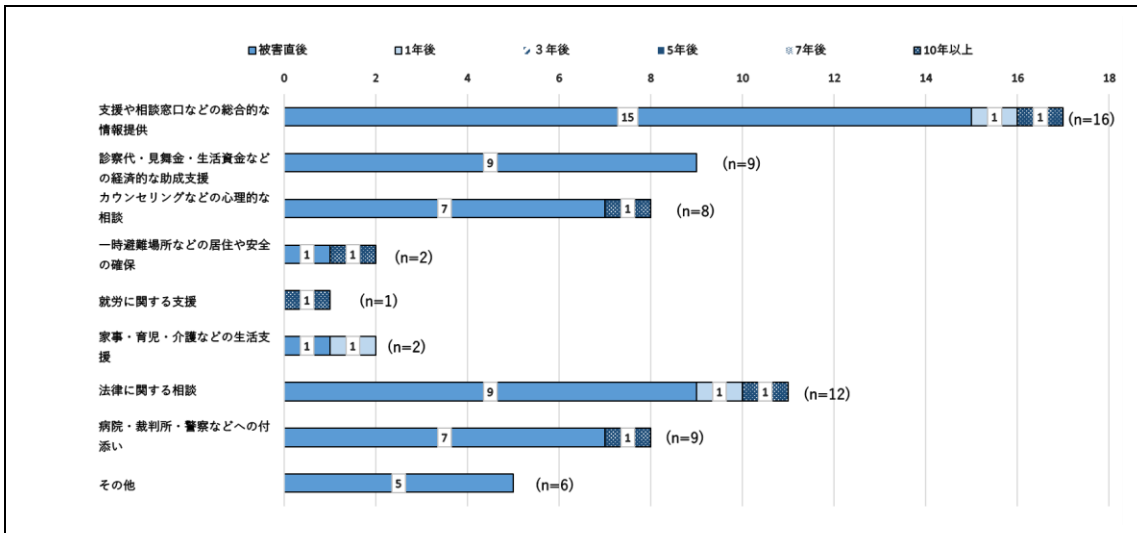
また、「その他」として、衣料品、生活用品の提供や、被害者支援制度を利用するための援助等の回答があった。

問6 問5で「受けた」を選択した支援の満足度は、どの程度でしたか。受けられた支援ごとにお答えください。



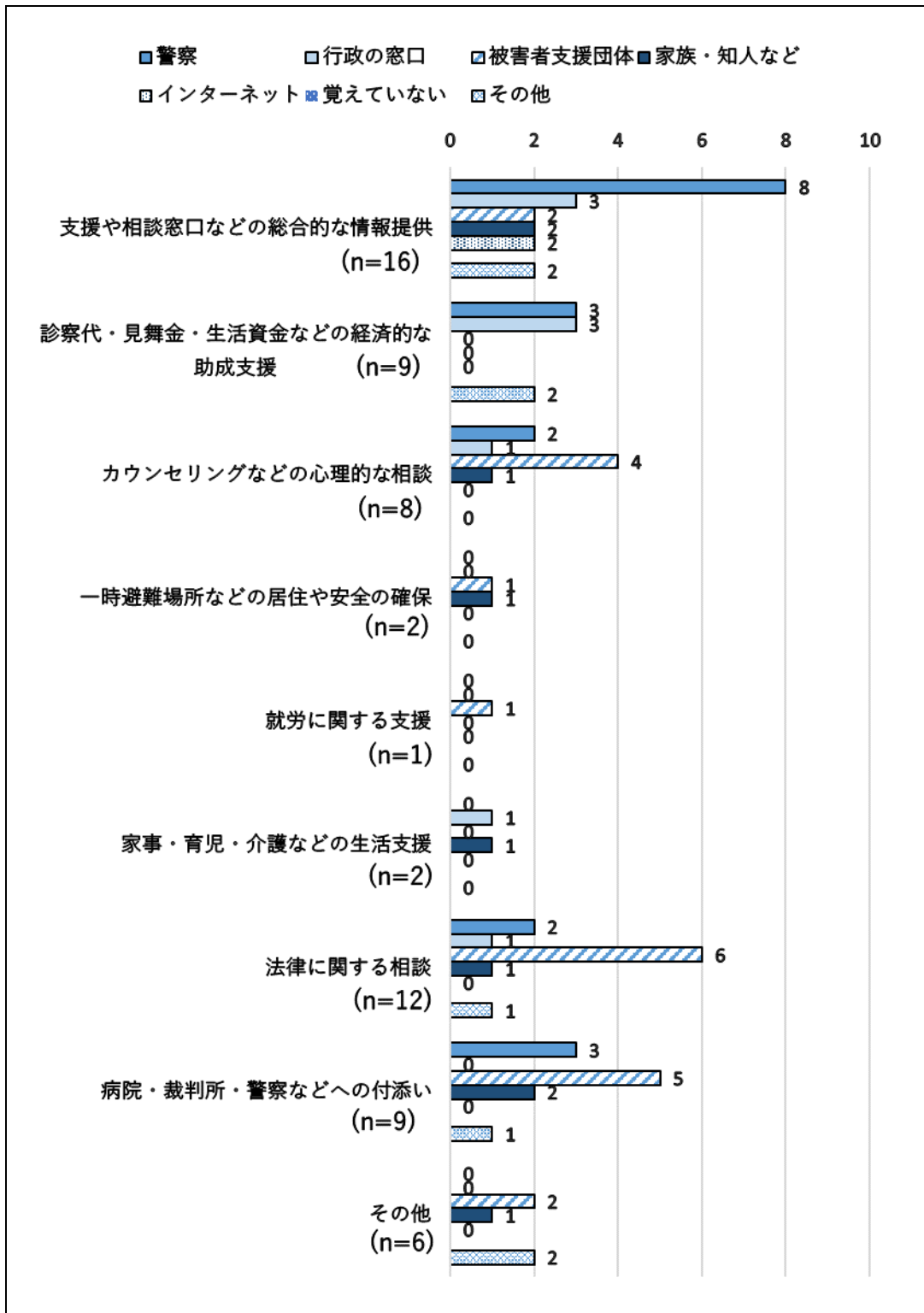
問5で「受けた」と回答した支援に対し、その支援の満足度を尋ねた。「非常に満足」と回答した人と「ある程度満足」と回答した人を合計して考えると、回答対象者に対しその割合は全体的に比較的高いことがわかるが、「家事・育児・介護などの生活支援」の項目の満足度は十分でない。

問7 問5で「受けた」を選択した支援は、いつごろ受けられましたか。受けられた支援ごとにお答えください。(複数回答可)



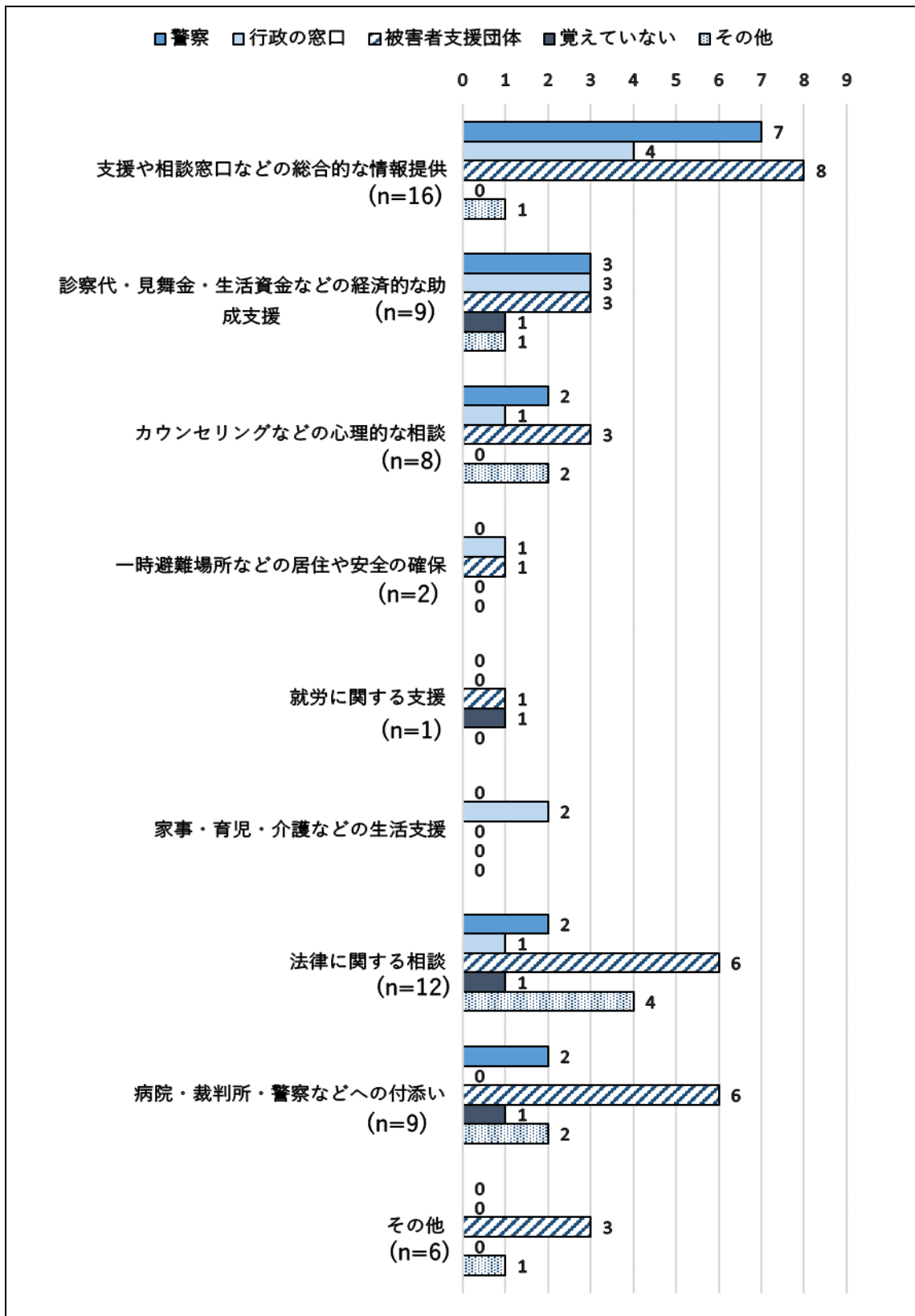
問5で「受けた」と回答した支援に対し、その支援を受けた時期を尋ねた。回答者が受けた支援のうち、すべての支援において被害直後に行われた割合が高いことが分かった。

問8 問5で「受けた」を選択した支援は、どこ（または何）で知りましたか。受けられた支援ごとにお答えください。（複数回答可）



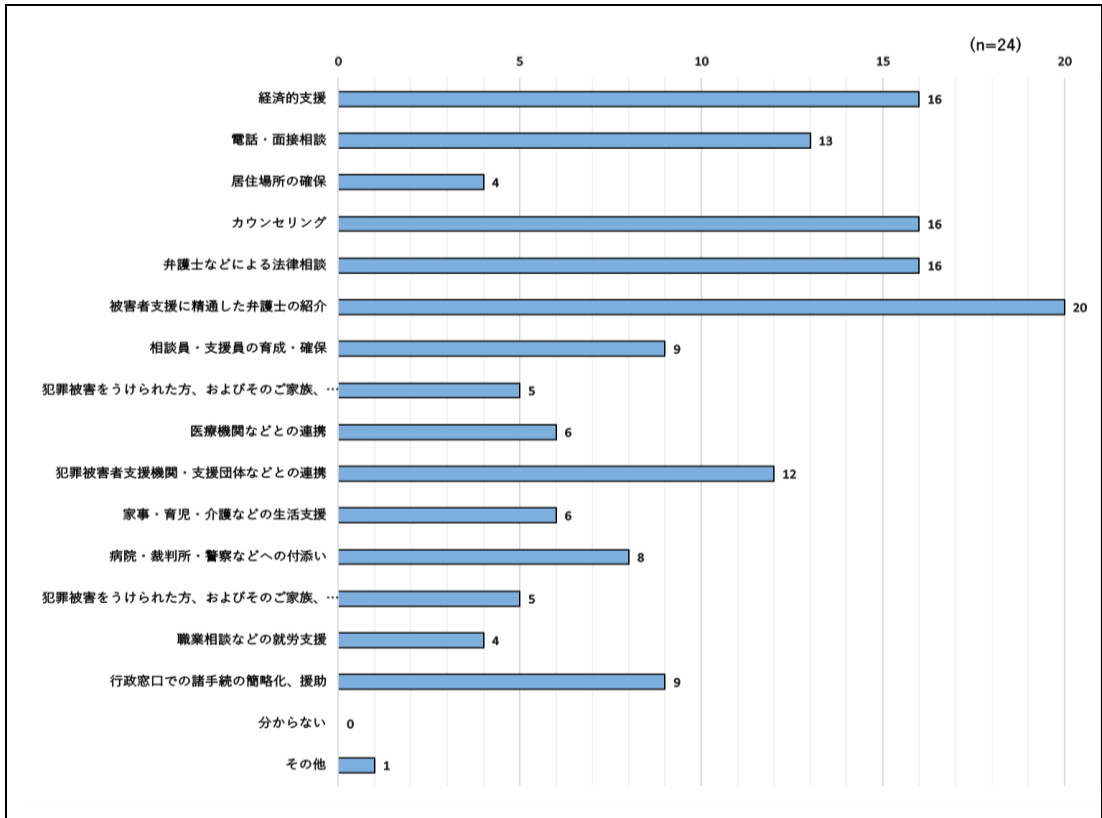
問5で「受けた」と回答した支援に対し、その支援をどこで（または何）で知ったか尋ねた。「支援や相談窓口などの総合的な情報提供」は「警察」が最も高く、「カウンセリングなどの心理的な相談」「法律に関する相談」「病院・裁判所・警察などへの付き添い」は「被害者支援団体」の回答が最も高い結果となった。その他の項目においても、「警察」「被害者支援団体」が高い傾向があることがわかる。

問9 問5で「受けた」を選択した支援は、どこで受けられましたか。受けられた支援ごとにお答えください。(複数回答可)



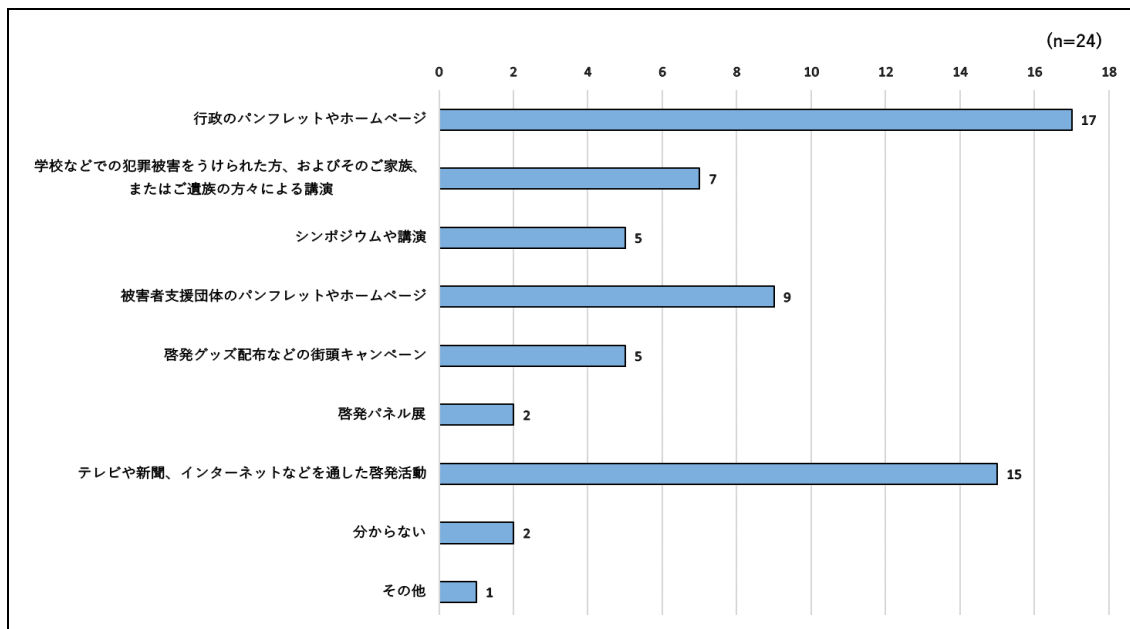
問5で「受けた」と回答した支援に対し、その支援をどこで受けたか尋ねた。「支援や相談窓口や総合的な情報提供」「カウンセリングなどの心理的な相談」「法律に関する相談」「病院・裁判所・警察などへの付添い」において、「被害者支援団体」の回答が最も多い結果となった。全体的に問8の情報提供に引き続き「警察」「被害者支援団体」の回答が多いことが分かる一方、問8と比較すると行政の窓口の割合が高くなっていることが分かり、行政窓口の啓発の不足が伺える。

問10 犯罪被害をうけられた方、およびそのご家族、またはご遺族の方々への支援として、県や市町村といった地方公共団体へ期待する取り組みはどのようなものですか。(複数回答可)



「被害者支援に精通した弁護士の紹介」が最も多く、次いで「経済的支援」「カウンセリング」「弁護士などにより法律相談」を求める被害者が多い。また、「その他」として「犯罪被害当事者、遺族、家族達の生の声をもっと直接拾って欲しい」という回答があった。

問 1 1 犯罪被害をうけられた方、およびそのご家族、またはご遺族の方々を支える社会づくりのため、どのような広報啓発・教育が効果的だと思いますか。(複数回答可)



「行政のパンフレットやホームページ」が最も多く、次いで「テレビや新聞、インターネットなどの通じた啓発活動」があげられた。また「その他」として「身近に相談できる場所があると良い」という回答があった。

問12 犯罪被害をうけられた方、およびそのご家族、またはご遺族の方々に対する支援や問題について、あなたのお考えを自由に記入ください。

具体的な意見をいただけた方は13名。代表的な意見は以下のとおり

- ・ 支援を受けられる内容、情報が集約して伝えられるようにしてほしい。また、そういった機関が普段の生活の中で周知されるべき
- ・ 被害者の立場に寄り添った対応をしてほしい
- ・ 小・中学校との連携
- ・ 未成年被害者の成人になるまでの継続的な支援（カウンセリング 医療費の補助）"
- ・ 被害直後は何をどのように活用したらよいのか分からない。支援の立場からの積極的なアプローチが必要。
- ・ 法律等専門の知識がないので弁護士の紹介制度はとても大事。
- ・ 金銭的な支援が必須。
- ・ 一時的ではなく継続が必要
- ・ 受けられる支援が県によって異なった。各地で対応が違うのではなく、連携を行い、どこに住んでいても支援を受けられるようにしてほしい。
- ・ 支援センターの相談体制を更に充実させるためには補助金が必要（相談窓口の時間の延長、および土、日に関しても対応できる体制）
- ・ 被害者に弁護士費用、裁判費用やカウンセリング費用などの更なる支援
- ・ 明石市のような裁判などで判決がおりた賠償金などを市が立て替えるような支援制度
- ・ 被害者支援に精通した弁護士の紹介
- ・ 被害者に対する支援等は被害を受けた後ではなく被害を受ける前にも知れる機会をもっと増やしてほしい
- ・ 被害者等と話し合いの場を県・市・町・村が積極的に持つようにし、意見をやりとりすることで、試行錯誤を重ねながらも、奈良県下全体で取り組み、前進させてほしい"

などがあった。

第4次犯罪被害者等基本計画

第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 被害者参加制度の創設・拡充
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・ 全都道府県へのワンストップ支援センターの設置
- ・ 全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- 性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

第4次犯罪被害者等基本計画のポイント

① 地方公共団体における犯罪被害者等支援

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施
- 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用

② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化
- 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

③ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

- 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実
- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

④ 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- 被害者支援連絡協議会等における連携の推進
- 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援
- インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

